

進めます。

り質疑に入ります。

ので、これを許します。

1

す。伏木和雄君。
○伏木委員　社会党さんがお見えにならないよう
でござりますので、先に質問をさせていただきま
す。

選挙法の一部を改正する法律案及びそれに関連する幾つかの問題について質問をさせていただきま
す。

第五まで内容がございますが、そのうち第四の経歴放送及び政見放送、この追加につきましては一步前進というように私どもも理解をいたしますが、その他の四項目につきましては、ことごとく規制である、このようにわれわれはとつておる次第でございます。

〔委員長退席、小沢（一）委員長代理着席〕

○片岡議員 ただいま伏木委員からお話をあります。したように、選挙はできるだけ満達に、そして自由に選挙民が意見を聞いて選挙をする人を選べば、そういうことであることは、これは当然の原理であり、原則であると存じます。たしかに、今回選挙運動期間の短縮を主として図りましたゆえんのものは、御承知のように衆議院において選挙運動期間二十日、それから参議院において二十三日、これは衆議院の場合は、昭和三十三年に改正せられて二十日になつてからすでに二十五年たつておる。それから参議院の場合は、三十七年に二十三日ということになりますと二十年余たつておる、こういう状況でござります。

その間、交通機関それから道路が画期的に改善せられまして、もうへんびなどころへも自由に自動車が行ける、山の中へも短時間で行けるというようになって、交通が改善せられました。そのほかに通信機関においても、ラジオ、テレビ等の発達によって画期的な進歩が出てまいりまして、三十年前に比べまして、十分選挙運動が選挙民の方々に徹底できるという状況が出ておるわけでございます。

そういうことを主眼にいたしまして、やはり時勢に即応するように、できるだけ選挙費用がかからない、金のかからない選挙、金のかからない選挙ということは選挙を正しくし、そして政治倫理を確立していく基本である。私はこういうふうに思つておりますと、そういう立場から今回それらの事情を勘案いたしまして、できるだけ金のかからない選挙、こういう意味で提案をいたした次第でございます。御了承賜りたいと思います。

○山本国務大臣 いまの提案者とほば同じ意見でございますが、確かにおっしゃるように、選挙というのは自由にやらなければならぬ。そして同時に、選ぶ方の側の立場に立つて考えなければならないというのは、これは当然のことであると思ひます。

向上によつて非常に政治意識も高くなつてきて、ふだんから政治に対する関心度といふものも著しく国民の間に広まつてきた。私は、こういういろいろな諸条件を考え合わせますれば、この期間短縮等を初めてするものがすべて規制であつて、選挙民の選択の幅を非常に狭めるものであるとも思えないのでありますし、むしろ時代に即応して新しい選挙のあり方というものを考え方された制度改正ではないのか、こういうような感じでおるわけでございます。

したがいまして、私どもも今回の御提案については妥当な線である、こう思つておるところであります。

○伏木委員 改正案の内容については後ほど数点お伺いいたすといたしまして、ただいま私が申し上げたのは、今回この改正案を出すというのであればもつと緊急にやるべきこと、重要な案件がたくさんあるのではないか、そういう問題に触れずには都合のいいところだけをなぜお出しになつたのか、緊急課題があるではないか。自民党さんの方では、いま公正な選挙制度、民主主義確立のために緊急課題があるとお考えでしょうか。それよりこちらの方が大事なんだということをございましょうか。

○片岡議員 私も、またわが党といつてしましても、今回提案いたしましたものよりもっと重要な、たとえば一票の重みというようなことが国民の間に非常に問題になつておりますし、いわゆる定数は正といふようなことが一番先に考えられなければならない基本問題であると存じますし、また、今年の六月初め行われました比例代表制、これらについてもやつてみて、いろいろ見直さなければならぬ点があるのでないかということも問題になつております。公明党さんにおかれましても、いろいろ御意見のあるところはあるようですが、その他、海外在留日本人の選挙権の問題であるとか、基本的にいろいろ考え方直さなければならぬ、見直さなければならぬ問題がたくさんあると思います。

、そういう意味において、われわれ自民党としても、かねて選挙制度調査会におきまして三つの小委員会をつくりまして、それらの問題全般にわたりましてずっと検討をしてきております。いまお話のございましたよな基本問題についても、党真摯な調査研究を進めでるところでございます。ところが、これらの問題は、いずれも非常に重要な基本問題にかかわる問題でございまして、党内でも非常に意見が分かれます。なかなか容易に一致を見ない点も多うございます。さらに、これらの問題については今後とも十分あらゆる方面から検討を重ねて、そして合理的な選挙の土俵ができるようにしていかなければならぬ、こう思つております。今後その問題についても、引き続き中長期の問題について検討をしていくつもりでおります。

が、この国民の基本的権利ともいふべき最重要事項である衆議院の定数の問題が、五十五年の国調では、最大の格差は、千葉四区と兵庫五区が四・五倍でございました。しかし、それから三年経過し、本年の七月現在で見てまいりますと、四・七五倍にまで格差は広がつてきます。したがいまして、もはや政治問題を越えて憲法論争にまで入ってきております。

申長田のよう二、五十五年の選舉の結果につき

るのか、あるいはこれは人口割りだけでいくのか、地域の広さ等も勘案しながらいくのか。あるいは、前二回の定数は正は、いずれも定員をふやして是正をしたわけでございますが、今日行革が非常に大きな問題になつておりますときに、定員をふやしてこれを直していくことはとうていできないと思ひます。

御承知のように、五十五年の選舉の結果につきまして、東京高裁あるいは大阪高裁は違憲の判決を出しておられます、違憲宣言をいたしております。しかも東京高裁におきましては、二倍以上はもう憲法違反だ、ここまで明確に違憲宣言が出ておるわけでございます。このまま放置すれば、これだけは国会の怠慢と言わざるを得ないと私どもは考えるところです。さうして、改選のことを

民党も相当の責任を感じになつていただかなればならない、私どもはこのようになりますが、この点いかがでございましょうか。

○片岡議員 御指摘のようにこの定数の問題は憲法論議にまで及んでくる重要な課題であることはわれわれも十分認識をし、先ほど申し上げたように、在選制度調査会においては、この問題を丁寧に検討してまいりますが、やはり政府・与党といつましても、白けでござります。民党も相当の責任を感じになつていただかなればならない、私どもはこのようになりますが、この点いかがでございましょうか。

御承知のようすに衆議院の選挙区制定数について、御長いこととで検討を進めております。は、過去二回にわたつて各党の合意に基づいて、不均衡の著しい選挙区について是正が行われました。そしてその後、東京、大阪、兵庫ですか神戸で、訴訟がいま最高裁で係争中であり、近くお話をとりますので、この問題は、本当に与党としても苦労しますので、何とかやらなければならぬ問題であると存じます。

しかしながら、この問題は、大変選挙の根幹に触れる問題になります。単に数学的な数字だけの問題ではございませんで、中選挙区制をそのまま維持していくのか、また何かもつといい方法がある

私どもも定数是正ということを声を大にして叫んでございました。年選挙でございましたが、その際、昭和四十五年選挙のときの格差は四・八倍でございました。だわけでござります。その結果、ようやく五十年選挙では、若干の定数の是正が行われたといふ結果になつたわけでございますが、いままたその四十五年選挙と全く同じ格差が出ているわけですね。ですから、伝えられる解散、総選挙あるいは来年の六月任期満了でございますが、この選挙までにはいたし方がないといったしまして、少なくとも次回の次の選挙、ここには定数を是正しなければならない。自民党としても、責任を持ってこれに結論を出していくかというお約束がいただけるかどうか。か、あわせて政府の方も、近々の総選挙は別として、次の選挙に間に合うようになるかどうか。

同時に、重ねてお伺いいたしますが、参議院の地方区の定数のアンバランスも同じようでございまして、私どもの神奈川県は五分の一の権利しか持たない、五対一というきわめて異常なアンバランスを生じております。これも次の参議院選挙でには定数を是正していくという、自民党そして政府のお考えがあるかどうか。われわれはもう一度、年選挙でやらなければならぬ、いつまでも政党問題

正をしたわけでございますが、今日行革が非常に大きな問題になつておりますときに、定員をふやして是正をしてこれを直していくことはとうていできないと思ひます。

これはどうしても数を考えながら、少なくとも減らすか現状維持か、それらの問題も非常に大きな問題になるわけでございまして、これらの問題については、先ほど申し上げましたように一生懸命努力をいたしておりますので、近いうちに何とか結論を得て、また各野党の方々に御相談をする時期はできるだけ早くやりたい、かようと思つておる次第でございます。

○伏木委員 前回の定数が改正されたのは五十二年選挙でございましたが、その際、昭和四十五年の選挙のときの格差は四・八倍でございまして、私どもも定数是正ということを声を大にして叫んでただわけでございます。その結果、ようやく五十四年選挙では、若干の定数のは正が行われたといつて結果になつたわけでございますが、いままたその四十五年選挙と全く同じ格差が出ているわけですね。ですから伝えられる解散総選挙あるいは来

総定員は一体どういうふうに考えるのか、それから、では総定員はこういうふうにしたらいいですか、ないかということになつたときに、今度は選挙区割りの問題、いまはたとえば百三十ある選挙区の中で一つの選挙区に三、四、五とそれぞれ定員がござります。では、そういう数は一体どうするのか、区割りの問題になつてきますとそれは個々の個人の問題に振りかかってきますから、皆さんそこぞれに御意見が出てまいります。

(小沢一)委員長代理退席、委員長着席

これはグリマンダーとか、改正案がすいぶん前に出了ときも、いろんなそういう批評がございました、提案者が仮に提案いたしましても、それがどの利害でいろいろな議論が出るわけでございまして。

そこで、私どもは、ぜひとつ国会の場でいろいろ御審議をいたらく中で、各党でますその大枠を御相談いただいたらどうだろうか、そういううえで、梓が御相談いたければ、私ども政府としましてはその枠の中でいろいろやりようはあるかもしれない。しかし、その前提条件というのがこれがまた大変でございまして、ぜひこの点については国会の場で、あるいは各党でひとつお話し合いいた

の議論だけでこの問題をうやむやにすべきではない、もう期限を切つて精力的に、具体的なスケジュールにのせてこの定数のは正をやるべきだこう考えますが、政府並びに自民党さんのお考えを承りたいと思います。

○山本國務大臣 この問題については、現行の選挙制度の中でも最大の問題だろう。ただ、それだけに非常にむずかしい点がある。しかも、各党間で、それぞれの党の立つている立場がいろいろ違いますから、その辺でなかなか御意見がむずかしいのではないかと思います。思いますが、しかしいまお話しのように格差はだんだん広がるばかりでありますし、憲法問題でもあるということをございますので、これは何とか是正をしなければならないものだと思うのです。

ただ、やるとすればいまのお話のように、まず総定員は一体どういうふうに考えるのか、それがから、では総定員はこういうふうにしたらいいではないかということになったときに、今度は選挙区の割りの問題、いまはたとえ百三十ある選挙区の中で一つの選挙区に三、四、五とそれぞれ定員がござります。では、そういう数は一体どうするのか、区割りの問題になつてきますとそれは個々の個人の問題に振りかかってきますから、皆さんそ

○伏木委員 定数の問題になりますと、總理も、いま自治大臣もおっしゃつておりましたが、すぐにしてしまう。政党間の話し合い、こういうことで肩がわりに政党間での話し合い、こういうことで肩がわりをしてしまう。政党間の話し合いと言つても、絶対多数を持ってゐる与党が手をつけようとしたいことには、いつまでたつても結論が出ないので、限り、なかなか話し合いは進むものではない。いま私申し上げたのは、中身は別として、具体的なケジユールとしていつまでにやるのだ。この日程、近々の選挙は間に合わないにしても、その次の選挙のときは必ず定数は是正するのだというスケジュールをきっちりとした上で各党間で話を進めないことには、いつまでたつても結論が出ないのではないか。

もう一つ、これは提案でございますが、実際定数の問題にいたしましても、別表でもつて、国勢調査によつて定める、見直すとするだけにして、定数に対する法律的裏づけを持つていいところに、いつも重要な憲法問題が政治問題にすりかえられてしまつて、うやむやにされている、私はこう考へるわけでございます。したがいまして、何とか公職選挙法の中にこの定数を規定しなければいけぬ、規定する法律を定めたらどうだ。

地方ですと、地方議会は人口によつて定数を定

だいて、合意を形成していただきたい。そうするのが事が進んでいく上において一番現実的であろう、また、皆様方の御意見を伺つて事を進めていくという上では最も民衆的であろう、こう思つておるわけでございます。事の重要なと云う認識については、私どもも十分に心得ておるつもりでございます。

○片岡議員 大体先生のおっしゃったように、われわれ自由民主党の選挙制度調査会においても、これは避けられない、何とか早く対策を講じなければならぬ問題であるという認識は十分持つておりますし、その方向に向かって今後とも皆さんと御相談しながら努力をして、いま政府からお話をありましたように、相ともに、皆さんとともに話を進めていきたい、かのように思つておる次第でござります。

○伏木委員 定数の問題になりますと、総理も、いま自治大臣もおっしゃつておられましたが、すぐには政党間での話し合い、こういうことで肩がわりをしてしまいます。政党間の話し合いと言つても、絶対多数を持つている与党が手をつけようとしない限り、なかなか話し合いは進むものではない。いわゆる申し上げたのは、中身は別として、具体的なケジュールとしていつまでにやるのだ、この日程、

める規定がございます。しかし、国会の方はこれがないわけですね。ですから、どのくらいの格差までは法律的に容認できるのかという考え方が全く法律の上に出てきていないということで、選挙法を改正いたしまして定数の格差を法律で定めていくということにならないものだろうか。これは一つの提案でございますが、自民党的御意見を承りたいと思います。

○片岡議員 ただいまの御提案は大変重要な御提案でございまして、これは私がいまどうする、こうするということを言える問題ではございません。しかし、この御提案をわれわれ調査会の参考といたしまして、本当にこれは何とか、恐らくこの暮れには最高裁の判決が出るんじゃないかなというようなことか言われておりますので、これはやはりいつまでもほっておくわけにはまいりません。これは緊急に何とかしなければならぬ、与党として何とかしなければならぬ問題であると存じますので、今後精力的に皆さんとともにまた御相談をしていきたい、かようと思つております。

○伏木委員 ちなみに申し上げますと、西ドイツでは国民代表法、これは常任選挙区委員会というのをございまして、国民代表法によりまして原則的に三三%、つまり三分の一の偏差が出たときは修正する、このように定められているそうでござります。あるいは英国内では議席再配分法、議員一人当たりの人口を基本として、可能な限りそれに近づけるというように規定をされておりまして、選挙区確定委員会がこれを検討するというようになつてあるそうでございますが、いかがでございましょうか。

○片岡議員 ただいまお話をありましたように、私も昨年比例代表制の施行前に当たりまして、比例代表制を実施しているスウェーデン、イギリス、ドイツ等へ行って調査してまいりました。仰せのような、ある一定の格差が出たときに、一つの基

準を決める調査会のようなもの、あるいはそれに準する方法によつて自動的といいますか、ある程度自動的には正をしていくというようなことが行なわれるることを見てまいりました。それらの点を参考にいたしまして、先ほどから申し上げておりますように、精力的に何とかやっていきたい、かようかように存じておる次第でございます。

○伏木委員 定数の問題以上にいたしますが、どうでしようか、来年じゅうにも定数を是正するという方向だけでもお考えになりませんか。どうでしよう。

○片岡議員 十分その方向で進んでいきたいと思ひます。

○伏木委員 それでは、緊急な課題として、政治資金規正法について若干触れてみたいと思ひます。

政治資金規正法の附則第八条、「この法律の施行後五年を経過した場合においては、新法の施行状況を勘案し、政治資金の個人による拠出を一層強化するための方途及び会社、労働組合その他の団体が提出する政治資金のあり方について、更に検討を加えるものとする。」御承知の条文でござります。このように明確に政治資金は個人の方向へということを示唆いたしております。これは第五次選挙制度審議会の答申の中に五年をめどと明記されました。政府の審議会の答申でございます。それがようやく五十年の改正の際に五年の見直し規定といつもを入れたわけでござりますか。これが自民党さんも、当時選挙制度審議会の中には特別委員を出していらっしゃったのですから、確かに五六年には見直しをしなければならない、われわれこのように理解しております。

これは自民党さんも、當時選挙制度審議会に特有の見直しの規定は、個人献金というものを主体にするということがたわわらるわけでございまして、法人の献金は悪であるということが主体になっておるような状況でございまして、政治献金というものは、政治資金というものは、これは必ずしも私は、法人が法人格を持つて社会に活動しておる以上、法人が全然政治に対して責任といいますか、無関心であつていいというものではない。ですから、この法人の献金が悪であるという前提に立つ考え方についておりますとどうしても党利党略が出てくるというところから、こうした第三者機関の検討をすべきでございまして、このように思いますが、いかがでございましょうか。

○片岡議員 ただいまお話をありましたように、この審議会の答申の内容はおわかりでござります。しかし、この附則八条の規定をなぜ入れたかという経緯についても、十分党としても御理解をしている

もう二年以上、約三年近くを経過したわけであります。この八条の見直し規定について、これは必ずしも運動面だけではなくて、公正な資金によって選挙を行なうというところに選挙運動の公正さが出てくるし、これは民主主義の原点にもなる重要な問題である。このように考えるわけでございましたが、いままして、この規定において、自民党さん、どのようにお考えになつておるか、これは前回も大臣に聞きましたが、この改正案は各党間で議論してもらいたいという大臣の意向もございましたが、これは閣法で出てきているわけですから、まあ大臣おりませんが、政府の方はどういうお考えか、党の方からますお伺いしたいと思います。

○片岡議員 これは、いまお話しのように法で決まっておりまして、見直さなければならぬタイミングリミットがあつたわけございますが、われわれの調査会においても、これらの問題についても検討いたしました。

ところが、あの見直しの規定は、個人献金というものを主体にするということがたわわらるわけでございまして、法人の献金は悪であるということが主体になっておるような状況でございまして、政治献金というものは、政治資金というものは、これは必ずしも私は、法人が法人格を持つて社会に活動しておる以上、法人が全然政治に対して責任といいますか、無関心であつていいといふものではない。ですから、この法人の献金が悪であるという前提に立つ考え方については、やはり党内でもいろいろの意見がございまして、なかなか意見がまとまらない。

と同時に、この間本会議において總理からもお話がありました政黨法の制定等によって、西ドイツがやつているような、一部国の費用で選挙費用というか政治運動費用というか、そういうものを負担してもらって、そして経理の内容もその透明度を明らかにするということも一つの考え方ではないかとも、いま党内において論議をし

ておるところでございまして、これがなかなかむずかしいところでござりますので、なかなかその内のコンセンサスが得られないという状況にありますことを率直に申し上げまして、これもやはり何を参考にいたしまして、先ほどから申し上げておりますように、精力的に何とかやっていきたい、かようかように存じておる次第でございます。

○岩田政府委員 お答えを申し上げます。

御承知のとおり、御指摘の附則の第八条には、にかんがみて見直しをするものとするという規定がござります。私どもも、五年を経過した時点におきまして、過去五年間の公表の実績をもとにいたしまして、いろいろ検討をし、勉強をしておるわけござりますけれども、ただ、具体的にその問題を振り返つてみると、たとえばこの席でもしばしば申し上げましたとおり、その五年間の個人献金の金額というものは、各政党の御努力にもかかわらず、一定のバランスからほとんど動かないわけでござります。結局、ある意味で申し上げすれば、その個人献金をふやすと言つても、どうも一定の限界があるよう見えます。

制度の上から見ましても、たとえば個人献金はある範囲内で税法上の特典を受けておるわけでありますけれども、すでにそれだけの優遇を受けておりますものを、さらに個人献金を励ますためにその優遇の枠を広げるといいましても、ちょっとその枠を広げると、ちょっとそこまで個人献金を励ますためには、どうも限界があるわけござりますけれども、すでにそれだけの優遇を受けておりますものを、さらに個人献金を励ますためにその枠を広げると、ちょっとそこまで個人献金を励ますためには、どうも限界があるわけござります。

繰り返し申し上げますように、そういう目から各党の収支を見ました場合、それぞれの政党のよつて立つ経済的な基盤は違いますし、それを一律に政府の側からこうしたらというような案を立ててござります。

これはなかなか思ひつかない。そういう意味で、ひとつこれは各党の間での御論議をまずいただきまして、そういうあらかじめの合意、合意に従いまして話を進めていくのがいいのではないかということを從来申し上げておるところでございまして、

私どもとしても、今後とももちろん勉強をやめるつもりはございませんけれども、ひとつ各党の間での御論議を進めていただきたいというのが現在の立場でございます。

○伏木委員 いま選挙部長のお話でございますが、政府が審議会に答申をいたしまして、そして審議会がこういう方向で政治資金を改正しろといふように参りまして、政府みずからがその方向であることを期待し、五年たつたならば見直すということを閣法として政府提出の法律の中に盛り込んどけているわけです。ですから、それをなぜ政党にすりかえるのか。政府みずからが受けた答申に忠実であるべきである、私はこのように考えるわけでございます。

それから、各政党間の收支の状況を見てみると、ほとんど個人ではなくて団体の寄附というようでございますが、それは間違いじゃないでしょうか。公明党のをちょっとと申ってください。

○岩田政府委員 誤解を招いたかもしれませんけれども、各党の政治資金の公表表を全体として見るところ数年間個人献金の率は一定で動かない、また、個々別々に見るとそれぞれの政党のよって立つところは大変違う、こう申し上げたわけでございます。

○伏木委員 公明党のは、一〇〇%個人献金と言わなきやだめです。

それでは、時間も余りありませんので、改正案の問題に若干触れてみたいと思うわけでござります。

先ほども申し上げましたように、選挙期間の短縮や運動の短縮、これはやはり国民の知る権利を奪う、短縮してしまう、われわれこう理解いたしております。したがいまして、余りこういうものの狹めますと知る機会が短縮されるわけです。金選挙に規制があって何でもかんでも抑え込んでしまう、あるいは自由に行動できないということになると、結局は裏で買収行為がふえていくのです。はないか、私はこの危険性があると思うんです。余りこう選挙運動を制約いたしますと。しかも

○住職員 先ほど来から話がござりますように、選挙はできるだけ自由でなければならぬ。それと同時に、これは年がら年じゅうやつておるわけではないので、土俵をつくる、こういうことがやつぱり選挙運動期間だとかそういうたところではな出でるわけだらうと思ふのです。まず有権者の立場に立っての知る権利とそれから候補者の立場に立つての公正さ、ここをどう調和させるか、ことういう問題だらうと思うのです。

御承知のように現在の選挙運動期間、たとえればこれは二十五年間あるいは二十一年間固定されている。その間、非常に交通機関だとか通信機関の発達があった。そういう意味で非常に密度の高いものになつてきておる。そういうところから考えてみますと、たとえば五日間の短縮、今まで以上にそういうものを制限する、こういうことにはならないんぢないだらうか、むしろそういう情勢を考えるとそれぐらいのところで適当じゃないか、私はこういうようになって提案をいたしております。

○伏木委員 ただいま、交通通信が発達しているので当然だというお話をございましたが、これももう二十年間やつてきて大体定着してて、選挙運動の期間というのはお休みが何回あって、だから次の休みにはどうするとかということでスケジュールをおのおの組むようになつております。そういうことから、必ずしも二十年たつたからそれを縮めなければならないという理由にはなりません。また、通信網が発達したといつても、前回でも、テレビがふえたからビラを規制した方がいいいやないかとか、テレビ放送があるのだから車の台数を減らすべきではないかということで、たつたテレビの政見放送がちよこつとふえただけぐらいをもつてあれもこれも規制していくてしまう、

ここに問題が残ると私は思います。このようにしていきますと、確かに新人の候補者にとつてはマイナスである、私はこのように考えますが、これは自民党さんも新人を抱えることでしょうし、大いに派閥をふやさなければいけないでしょ、うから新人も出すことでしょうが、新人にとって不利ではないか、こう考えます。どうでしよう。

○住職員 新人にとつて不利かどうかということ、これは見方によつていろいろ言えるのじやないか。新人でも相当前から準備もやつておられる感じ、「それは選挙違反だ」と呼ぶ者ありいや、政治活動ですから、あるいは後援会活動でございますから、そういうことは私は候補者に公正であれば、その点はそれで差し支えないのでじやないか。

それから、いま御指摘ございましたが知る権利、有権者の立場に立てば、できるだけマスメディアだとかそういうものをふやして補つていいく、テレビ、ラジオを通じてたたた一回といふ、あるいは経歴放送一回、こういう御指摘だろうと思うのでござりますが、そういうようなところを相補つて、そう制約が強化されたというようには私は考えていないのでござります。

○伏木委員 私は、こういう規制が、自由化に向かつてこいつ擴大をしたから、だからこの部分は短縮しても、十分運動面で拡大できたからいいではないかという議論であるならば、まだそこに一日にちの短縮ということも考えないわけではないんですが、何でもかんでもだんだんだん運動を規制しながら日にちを詰めてしまつ、ここに一番問題があると思うわけでござります。

特に、この運動期間を短縮するということで、これは衆議院を十五日あるいは参議院を十八日という、これはこれといたしまして、一番問題は町村議会の五日間、ここに大きな問題があるのですね、いかと私どもは考えております。申し上げるのは、この法案の中にもございますように、今度は公報の届け出が四日間が二日間、これも短縮さされました、仮に最短距離の二日間に短縮いたし

ましても、一日目に立候補締め切り、二日目に公報を締め切れます。そうしますと、選挙管理委員会はこの締め切った公報をもとにいたしまして有権者に配布するための印刷、そして部落等を経由して自治会を経由してか、その地域によって違うと思いますが、郵送しているところは余りないようでございますが、仮に郵送するとしたらこれはもう間に合いません。自治会にいたしましても、町内会長さんが一日ちょっと留守したら、もうこれは行き渡らないのじゃないか。三日間で印刷して、各部落なり町内会に渡して、町内会長さんがその部落に配つて歩く、これを三日間でできるとお思いでどうですか。この点を非常に心配する。

そういうことから選挙の公正さを欠いてしまう、結局、知らざるものが知らされないままに投票日を迎えてしまうのではないかという、非常に私、危惧を持っているわけでござりますが、この点、自治省の選管の方としても、どういうお考えか、民主党さんはどこまでこういった調査をした上でこの法案を提出されたのか、お伺いしたいと思います。

○住民議員 御指摘の点、私どももそういうことはあるのじやなかろうかということで、慎重に検討をいたしました。

選挙公報が適当な時期に印刷され、配布されるか、こういうことでございますが、最近、写真印刷その他印刷技術が非常に進歩した、そして、配布についても、町村の地域であれば、この五日の期間内に、三日なら三日の期間内に十分やれます、こういうようなことも実はわが党としては確信を得たわけでございまして、そういうことから各級選挙についてそれぞれ相応の短縮を考えて提案をしておる次第でござります。

○伏木委員 自民党さんがどこかで聞いてきて確信を持つただけじゃ、これはちょっと、法律ここで決めて、拘束してしまうのですから、そんな簡単なわけにいかないと思うのですが、何かこういう地方の団体から文書か何かで明確に回答を

とつていらつしやるのですか。

ます、どこでそれを調査したか、十分三日間で、

それから、明確に公式の文書でもってそれをおとしになつていらつしやるのか。
○住議員 調べましたのは、意見を聞きましたのは、全国の町村長会、それから町村議長会、その代表の方、事務局の方、こういう方から十分意見をちょうだいいたしました。

○伏木委員 やはり私は、これは公式の機関で公式にこういう重要な問題は聞いていくべきではなかいか、したがいまして、われわれ委員会の審議の中でも、こういう方々に来ていただきたい、こういった公的機関において意見が聞けるように、委員長、これから考えていくいただきたい、こう思うわけであります。

私はいかに簡単に印刷技術で写真していくからといって、選挙公報ですから、選挙管理委員会は、これに誤植があつたら大変なことになりますから、ミスプリントがありましたらそれをこそ選挙の裁判問題に、選挙後、当落が決った後で公報に誤字があるようなことがあります。裁判問題にまで発展いたします。ですから、選管とすれば、いかに印刷が写真でいくからといつたって、校正をやるにも大変慎重にやっていくのではないか、こう考えます。

われわれの常識では、三日間で、印刷して、すべての住民にまで徹底できるというの是不可能ではないか、あるいは、いつたとしても、投票日の前日、もうぎりぎりのところで公報が回ってくる、前日出張か何があつたら、もう公報にも目を通さずに投票所へ行くような結果になるのではないのか、こう考える次第でござります。したがいまして、この町村の五日間というのは、正味五日間じゃないわけですから、公報などを考えますと正味三日間ですから、正味五日間ぐらいの活動ができるようにしておかないと、ちょっと将来禍根を

残すのではないか、こう考える次第でございます。

次に、締め切りの一日にするという問題ですが、私ども、よく地方へ参りますと、第一日目の立

候補者の様子を見て、第一日目の様子を見た上で、ああ、ああいう顔ぶれならおれも出ようか、私も出ようかというような考え方の人もいる。まあこれは、それがいいか悪いかは別といたしまして、これも被選挙権の、立候補する側の自由な裁量のうちでございます。そういうことができなくなつてまうといふことで……。

大体、これを一日で締め切るといふところにどういうメリットがあるのですか。この立候補の届け出を二日間を一日に詰める、これは何の必要があつてそれをやらなきゃならないのか、私どもちよつと理解に苦しむのです。候補者の締め切りりは、それは幾日まででは困りますけれども、いままで二日間で締め切つているものをなぜわざわざ一日にしなければならぬ、その詰める理由が、ど

○住誠員 これも、ずっとデータを調べてみますと、「一日目の届け出」というのは、大体、御承知のとおり立候補者数の一%ぐらいが実績でございます。そういうことを考えまして、まあいやしくも立候補する人は、次の日までというようなことはなくて、もう公示、告示の日の当日に届け出していくだいいいんじやなからうか、こういうよういうなこともありますし、それからもう一つは、選挙管理の面から考えても、いま申し上げましたように、ほんど一%程度の人のために二日間選挙管理の事務がとれないというようなことも、これも管理の立場から考えても問題があるんじやないか。

それから、もう一つは、率直に申し上げまして、十五日になつて、政見放送をふやすとかといふことになりますと、早く立候補者を確定して、録画これから政見放送の編成、こういうことに入るのが、スムーズにラジオ、テレビを使っていける、こ

ういうようなことも考えて、従来の一日を一日に

○伏木委員 最後に一問だけお伺いいたします。

立会演説会の件でございますが、私どもは、この立会演説会、これはいい制度ではないか、一堂に候補者が会して、すべての候補者の意見を聞けるということは、これは存続してもいいんではないかという考え方でござります。しかし、指定都市選挙管理委員会連合会 ここから来ている要望書を見てみましても、立会演説会を差し止めるべきと

はその開催回数を大幅に減少されたい、こういうふうになつておるのでしたね。理由はなぜか、こう聞きましたら、来る人が少ないから、これだけの理由であります。この制度自体の問題というよりも、来る人が少ないから。であれば、来るようすればいいのであって、あるいはこの立会演説が多くの人の目に映るように直していくべきいいのです。

ですから、立会演説会は一遍や二で、それをビデオに収録して放映する。立会演説会を放映するのは時間がないとおっしゃるかもしませんが、五分三十秒の政見放送は同じものを三遍繰り返すわけですが、あれも視聴率は余りよくないようです。世論調査を見ますと、どうやって候補者を選ぶかというのに、ビデオでというのは確かにありますけれども、実際同じものが三回流されるわけですね。それであるならば、その時間を集約して立会演説会をビデオ撮りにして放映したらどうか。そうすれば、茶の間にしながら立会演説会を聞くことができるということになるのではないか。これは、こういうふうに改めるようなお考えがないかどうか、お伺いしたいと思います。

○山本国務大臣 できるだけテレビに乗せるといふのは新しいやり方だと思うので、そういう方に広げていくというのは一つの方向だと思っております。ただ、テレビの時間帯がなかなかそれなりのものです。たとえば立会演説会にしますれば、やはり一人の候補者が相当一相当というか、ある程度の時間はないし政見も発表できない。余り短くては

ぐあいが悪い。しかし、それが候補者の皆さん方

全部がおやりになる時間になりますと、相当の長い時間になつてくるといふことになりますして、N

HKを初め、テレビとしてはなかなかそれだけの時間帯をとつて、しかも何回もそれを放送してくれなんということにならりますと、非常にむずかしい問題にならってくるという現実の問題に行き当たる。今までのテレビ放送を広げる交渉をしている過程において、どうもそういうようになります。こういう弊害が非常に強く、十らつけてござ

○伏木委員 政見放送が大体五分三十秒ですか
ら、もちろん民族も使う関係がありますけれども、
期間を通じて一人三回で十六分三十秒やるわけで
す。立会演説会はその地方によって異なりますけ
れども、十五分ないし二十分立会演説会の持ち時
間がある、そういうところがございます。知事選
挙のような選舉になりますと、三十分程度立会演

説会をやっておりますが、普通の選挙ですと大体十五分から二十分、この程度が一人の持ち時間になります。したがって、全体的な粹としてはそういう変りがないのではないか、こう私どもは考えてゐるわけであります。

そういうことで、何とかこういった立会演説会の制度を生かしながら、より有権者の皆さんのに触れられるように、方法を改めていくのではなく、もっと前向きに選挙制度というのは改正していかなければならぬ。運動方法というのは、選挙民の側に立つてより知らされるような方向で改正をすべきである、こういう意見を述べまして、あとまだございますが、次の回に質問をさせていただいて、本日はこの程度にいたしておきます。

以上です。

○中野委員長 中井治君。

○中井委員 きょうは、大変残念なことに社会党さんがきのうの話し合いと中身を変えまして、冒頭から公聴会をセントしなければ委員会審議に応じない、こういうことで朝から各党いろいろな接觸をしたわけですが、結局こちらのよう

に社会党欠席のままで順番を繰り上げて、公明党さん、私どもから質疑に入ることになりました。去年の選挙法の改正のときにも、しばしば公明党さんやら共産党さんがいない状態でも審議が行われましたが、選挙法の審議というのは、民主主義のルールをつくる大事な審議であります。それは党利党略も少しは出てくるでしょうが、なるべくそういったことが除かれて、あるいは工ゴが省かれても、国民党が納得のいくような形でルールづくりができるようにならなければならぬと思われる。そういう意味で、これからも円満な審議ができるよう御努力いただきますよう、冒頭委員長にお願いをいたすわけでござります。

それにつきまして、理事会あるいは先ほどの提案者の御答弁等を聞いておりますと、今回の法案の提出に関して事前に各野党の御意見を承った、

こういう言葉が聞かれます。選挙法について提案をなさいます前に、改正について各政党間である

話し合、これは私は大変結構なことだと思うのであります。しかし、今回の改正法案もそれから

去年の参議院の選挙制度の改正法案も、私どもの

党は一向御相談にあずかったような記憶もございませんし、特に去年なんかは、ついぶん唐突に国

会を延長して、強引に無理やりやられたなどという

ような感じを今までに持つておるわけございません。そういう不信任感がありまして、私どもは党全體としましても、選挙制度の改正についていろいろな意見は持つていながら、なかなかじくじたるものがあります。

また、今回のこの問題に関しましても、社会党さんをおっしゃるように、何か選挙前に唐突に他の大事なものをして出てきたのではない。どうも自民党さん、自らの都合のいいものだけ相談した、相談したと言つて出していく、率直に言つてそういう感じがあるわけございま

す。そういう意味で、そういう誤解ができる限り審議で解けるように、提案者の方もあるいは自民党の方も、日程あるいは審議の中身、十分尽

くしていただきたい、冒頭要望をいたします。提案者の方、それについてお答えをいただきたいと

思います。

○片岡議員

選挙法というのは、民主主義の一番

根幹である選挙、すなわち各政党の共同の土俵を

つくって、その土俵の上で戦いをすると言うと言葉は少しきついのですが、とにかく勝敗を決しようと、こういう土俵づくりの問題でござりますので、これは各党にとつても大変利害が相反し、いろいろ御意見のある点はわれわれも十分知つておるわけでござります。

この前の比例代表についても、民社党の皆様方

にもいろいろの御意見がある点、よく承りました。

ただ、それを全部くみ上げてやるということにつ

いてはなかなかむずかしいところがあるわけで

ござりますが、この前の比例代表についても、民社党の皆様方

におよそのところで手を打つていただく以外に手

がないのじゃないかと思つわけでござります。し

かしながら、私は今度は少なくとも皆様方とひと

つ十分御論議をいただいて、そしてできるだけコ

ンセンサスをいたたくようにしたいということ

で、党として決定をするずっと前段階において

御相談を申し上げ、そしていろいろ御意見を承り、

できるだけそのコンセンサスが得られるようにと

努めてまいつたわけでございまして、その点はぜ

ひひとつ御理解をいただきたいと存じます。

今後の問題についても、いまお話しのように、

かのように思つておる次第でござります。

○中井委員

もう各党がすべて、選挙法の改正に

関して一番必要なのは衆参の定数は正の問題であ

る、こういうことを言つておるわけであります。

これに関して、何回も今回もこの委員会でも質疑

がされました。また、予算委員会等でも質疑がな

されております。そのたびに総理大臣あるいは閣

僚大臣の御答弁は、各党間で国会で話し合いを

いたしましたときに、何か一步踏み込んで、時代

の流れ等を見て定数をふやさない形で考えたらどうだろうというようなことをお答えになりました。また、きょう先ほど伏木先生の質疑の中で、聞いておりますと、二、三、四、五という定数の問題をどうするか、これについて大枠で各党間で相談をしておつたわけであります。

再度確認をいたしますが、大臣のおっしゃるこ

とは、定数をふやすということではない。そして、

この三、四、五のいまの行われておる百三十の各

選挙区の定数の問題についてどうするか。この二

つのこと、あるいはあと一つ二つの大きな枠を国

会なら国会で話し合つて先に決めろ、こういうこ

とで理解してよろしくうございますか。

○山本國務大臣

私が申し上げましたのは、要す

るにこの問題は非常に重要な問題だということ

は、みんな同じような問題意識は持つている。し

かし、さてそれでは具体的な問題になつてしまい

ますれば、これはやはり各党にいたしましても、

今度は区割りになりまししたら個人個人、皆さんに

もそれそれにまた御意見が出てくるものなので、

こういう区割りを変えるというようなときには、

いままで必ずいぶんいろいろな論議が行われて、

私もちょっと申し上げたように、ケリマンダーだ

というようなことをすぐ言う。たしか鳩山内閣の

ときだったと思うのですが、ハトマンダーと言わ

れたものだと思うのです。それだけに、非常にむ

ずかしい問題をたくさん持っております。

私がきょう先ほど申し上げたのは、皆さん方各

党で御相談を願つ場合に、そういう一つの基本的

な問題があるので、なかろうか、こういう意味で

申し上げた。全体の総定数をどうするかというの

が、まずどうしてもそれが最初に問題になるのか。

いろいろやつてみた結果、やっぱりこれだけはふ

やさなければならぬとか、あるいはこれでやれる

とかという結論が最終に出てくるのかもしれない

のです。それは皆さん方のおや頼う、御相談願

う方でございませんか、お聞きをいたします。

しろ、この問題は選挙制度の根幹に触れる問題で

すから、これは大変な論議を皆さん方に各党で

やつていただきなければ、日の目を見るようなも

のがなかなかできない、私はこう思うのであります。

そういう意味で、私は、まず總定員というの

やはり問題ではなかろうか、しかもそれは、今日

の世論の動向あるいは行政改革という問題が大き

な政治課題になつてゐるときには、一体どういう考

え方ができるんだろうかという一つの疑問とい

ますか、そういう問題を投げかけたようなことで

あります。それからさらに、三四、五というのは、

区割りをどうするかというときには、現行のま

でいいかどうかということがまた問題になるであ

ります。それさえできれば何でも進んでいくと

いうわけでは毛頭ないつもりでございまして、そ

ういう問題提起をいたしましたという程度にひと

つ受け取つておいていただきたい、こう思います。

○中井委員

各党間にとつて、一つ一つの選挙区

の定数を含めて大変重要な問題であるわけであり

まして、いつも例に出てまいります一番少ないと

つ受け取つておいていただきたい、こう思います。

○山本國務大臣

この定数は正の問題だということ

は、みんな同じような問題意識は持つている。し

かし、さてそれでは具体的な問題になつてしまい

ますれば、これはやはり各党にいたしましても、

今度は区割りになりまししたら個人個人、皆さんに

もそれそれにまた御意見が出てくるものなので、

こういう区割りを変えるというようなときには、

いままで必ずいぶんいろいろな論議が行われて、

私もちょっと申し上げたように、ケリマンダーだ

というようなことをすぐ言う。たしか鳩山内閣の

ときだったと思うのですが、ハトマンダーと言わ

れたものだと思うのです。それだけに、非常にむ

ずかしい問題をたくさん持っております。

私がきょう先ほど申し上げたのは、皆さん方各

党で御相談を願つ場合に、そういう一つの基本的

な問題があるので、なかろうか、こういう意味で

申し上げた。全体の総定数をどうするかというの

が、まずどうしてもそれが最初に問題になるのか。

いろいろやつてみた結果、やっぱりこれだけはふ

やさなければならぬとか、あるいはこれでやれる

とかという結論が最終に出てくるのかもしれない

のです。それは皆さん方のおや頼う、御相談願

う方でございませんか、お聞きをいたします。

しろ、この問題は選挙制度の根幹に触れる問題で

すから、これは大変な論議を皆さん方に各党で

やつていただきなければ、日の目を見るようなも

のがなかなかできない、私はこう思うのであります。

そういう意味で、私は、まず總定員というの

やはり問題ではなかろうか、しかもそれは、今日

の世論の動向あるいは行政改革という問題が大き

な政治課題になつてゐるときには、一体どういう考

え方ができるんだろうかという一つの疑問とい

ますか、そういう問題を投げかけたようなことで

あります。それからさらに、三四、五というのは、

区割りをどうするかというときには、現行のま

でいいかどうかということがまた問題になるであ

ります。それさえできれば何でも進んでいくと

いうわけでは毛頭ないつもりでございまして、そ

ういう問題提起をいたしましたという程度にひと

つ受け取つておいていただきたい、こう思います。

○中井委員

もう各党がすべて、選挙法の改正に

関して一番必要なのは衆参の定数は正の問題であ

る、こういうことを言つておるわけであります。

これに関して、何回も今回もこの委員会でも質疑

がされました。また、予算委員会等でも質疑がな

されておりました。そのたびに総理大臣あるいは閣

僚大臣の御答弁は、各党間で国会で話し合いを

いたしましたときに、何か一步踏み込んで、時代

の流れ等を見て定数をふやさない形で考えたらどうだろうというようなことをお答えになりました。また、きょう先ほど伏木先生の質疑の中で、聞

いておりますと、二、三、四、五という定数の問題をど

うするか、これについて大枠で各党間で相談をし

てほしい、そうすればできるんじゃないか、こう

いった御趣旨の発言があつたように私はそばで聞

いておりました。

○片岡議員

選挙法というのは、民主主義の一番

根幹である選挙、すなわち各政党の共同の土俵を

つくって、その土俵の上で戦いをすると言つて

いる、こういう土俵づくりの問題でござりますので、これは各党にとつても大変利害が相反し、いろいろ御意見のある点はわれわれも十分知つておるわけでござります。

これは、各党にとつても大変利害が相反し、いろいろ御意見のある点はわれわれも十分知つておるわけでござります。

この前の比例代表についても、民社党の皆様方

にもいろいろの御意見がある点、よく承りました。

ただ、それを全部くみ上げてやるということにつ

いてはなかなかむずかしいところがあるわけで

ござりますが、この前の比例代表についても、民社党の皆様方

におよそのところで手を打つていただく以外に手

がないのじゃないかと思つわけでござります。し

かしながら、私は今度は少なくとも皆様方とひと

つ十分御論議をいただいて、そしてできるだけコ

ンセンサスをいたくようにしたいということ

で、党として決定をするずっと前段階において

御相談を申し上げ、そしていろいろ御意見を承り、

できるだけそのコンセンサスが得られるようにと

努めてまいつたわけでございまして、その点はぜ

ひひとつ御理解をいただきたいと存じます。

今後の問題についても、いまお話しのように、

かのように思つておる次第でござります。

○中井委員

もう各党がすべて、選挙法の改正に

関して一番必要なのは衆参の定数は正の問題であ

る、こういうことを言つておるわけであります。

これに関して、何回も今回もこの委員会でも質疑

がされました。また、予算委員会等でも質疑がな

されておりました。そのたびに総理大臣あるいは閣

僚大臣の御答弁は、各党間で国会で話し合いを

いたしましたときに、何か一步踏み込んで、時代

の流れ等を見て定数をふやさない形で考えたらどう

だろうというようなことをお答えになりました。また、きょう先ほど伏木先生の質疑の中で、聞

いておりますと、二、三、四、五という定数の問題をど

うするか、これについて大枠で各党間で相談をし

てほしい、そうすればできるんじゃないか、こう

いった御趣旨の発言があつたように私はそばで聞

いておりました。

○片岡議員

選挙法というのは、民主主義の一番

根幹である選挙、すなわち各政党の共同の土俵を

つくって、その土俵の上で戦いをすると言つて

いる、こういう土俵づくりの問題でござりますので、これは各党にとつても大変利害が相反し、いろいろ御意見のある点はわれわれも十分知つておるわけでござります。

これは、各党にとつても大変利害が相反し、いろいろ御意見のある点はわれわれも十分知つておるわけでござります。

この前の比例代表についても、民社党の皆様方

におよそのところで手を打つていただく以外に手

がないのじゃないかと思つわけでござります。し

かしながら、私は今度は少なくとも皆様方とひと

つ十分御論議をいただいて、そしてできるだけコ

ンセンサスをいたくようにしたいということ

で、党として決定をするずっと前段階において

御相談を申し上げ、そしていろいろ御意見を承り、

できるだけそのコンセンサスが得られるようにと

努めてまいつたわけでございまして、その点はぜ

ひひとつ御理解をいただきたいと存じます。

今後の問題についても、いまお話しのように、

かのように思つておる次第でござります。

○中井委員

もう各党がすべて、選挙法の改正に

関して一番必要なのは衆参の定数は正の問題であ

る、こういうことを言つておるわけであります。

これに関して、何回も今回もこの委員会でも質疑

がされました。また、予算委員会等でも質疑がな

されておりました。そのたびに総理大臣あるいは閣

僚大臣の御答弁は、各党間で国会で話し合いを

いたしましたときに、何か一步踏み込んで、時代

の流れ等を見て定数をふやさない形で考えたらどう

だろうというようなことをお答えになりました。また、きょう先ほど伏木先生の質疑の中で、聞

いておりますと、二、三、四、五という定数の問題をど

○片岡議員 この問題は、先ほどからお話をありますように、大変いろいろ意見の多い問題でございます。党内においてもなかなかむずかしいものと思います。したがいまして、われわれが野党の皆様方に御相談を申し上げる段階に至るまでも、党内で少なくともある程度のコンセンサスが得られたおおよその案が固まってまいりませんと、なかなか皆様方に申し上げるような段階になりにくいのではないか。

中井先生はその前に、もっとざつくばらんに話してみるのも一つの方法だという御意見なのがも存じませんが、それらの問題を、ひとつ御意見のあるところを調査会において皆さんと御相談をしながら、できるだけまだ案が固まる前に粗っぽい意見の交換というのも一つの方法だと思いますので、そういう段階もやはり考える必要があるかと存じます。それらの点もあわせながら、今後至急、これは余りいつまでもほっておけない問題でありますことは、先ほど申し上げたとおりでござります。できるだけ早くまた御相談に上がりたい、こう思っております。

○中井委員 片岡先生が誠実なお方であるというのはよくわかつておるわけでありますし、自民党さんの中でも協議を始めておられる、こういうことについては私ども承知をいたしているわけであります、自民党内で定数の是正について調整ができるからといって出されたら、それはもう過去の例に、あるいはまた先ほどからお話のありますように大混乱になつて、自民党的党利党略だとうることでまた日の目を見ない、こういう結果に終わるんだと私は思います。

したがつて、各党それぞれ定数は是正についていろいろな意見があるわけでありますから、その前に先ほど大臣がおっしゃったような形の大枠のつくり方、つくれるもののかどうか、そういうたつとについて私は話し合つて、それを前提に各党がいろいろな案を考えてみる、それも一案じやない

かと思うのであります。そいつた意味で、真剣にお考をいただきたいと思います。
もう一つ、こういう改正をやる前に、私はせひ御議論をいただきたいのは、参議院の比例代表の問題であろうか、このように思います。
私どもは、あの法案に反対ということで取り組みました。しかし、その中でも幾つかの点について、きわめて建設的な意見を申し上げてきましたが、残念なことに、一度やつてからと
いうことでお取り上げいただきず、法案どおりの形で過般選挙が行われた。私どもは、実はこれを申し上げますと大変誤解を受けるわけであります
ですが、あの法案の最大の欠点は政党法なしに政党選挙というものを実施をした、ここにあると考えております。

議会制民主主義において、やはり政党が国民の信頼を得ていく、政党が政策を立案をする能力を持つておる、あるいは自浄能力を持つておる。そして、党で政策をつくるんだ、党内で、國民から疑惑を持たれるような行動があつたら、それを党全体が制裁をしていくんだ、処理をしていくんだ、そういうことがうまくやられて初めて政党が国民の信頼を得る、あるいは投票の対象にならうか、このように思うのであります。

ところが、過般の選挙法では、御承知のようにお金、候補者の数、これだけあれば、どっちがあれば、実際政党というものが認められるわけであります。私どもはああいうやり方は反対だけれども、こんな政党の要件ならば、とんでもない政党まで出てきて苦労するよ、こういうことを申し上げました。現実に、大変失礼な言い方ではありますけれども、政党としていさきかどうであろうかと国民が率直に思うような政党がたくさん出て、逆に投票率を低下せしめた。逆に言えど、おもしろい政党も出てきて、既成政党がどぎもを抜かれるような投票もとられた、こういったようなプラス面もあつたかと思います。

しかし、ああいう選挙をやるならば、やはり政党というものを真剣にお考をいただかなけれ

ばならないと思うわけあります。一度やりましたから、もう三年後にも同じ体制でやるといううそでありましょうが、この間にやはり各党間で日本における政党法のあり方について議論をすべきだと私は思います、提案者の皆さん方はいかがお考えでしょうか。

○片岡議員 特に比例代表という制度がとられた段階では、御意見のように、やはり政党法というものが何らかの形で制定されることがたてまえであるというふうに思われるわけでござりますが、ただししかし、政党法も国によっていろいろ違つた決め方をしておるわけでございまして、これらの問題についてもいろいろ検討をするものがあると思います。いまお話しのように、政党法をつくらるのがいいか悪いか、また、つくるとすればどういうふうにやっていくかというようなことも党が決定する、決定といいますか、話す前に各党どうに働きかけて意見を聞いてくれぬかというような御意見についても、われわれは十分傾聴すべき点がありますので、党においてもこの政党法の問題についても今後検討するということになつておるわけでございます。なつておるといいますか、まだそこ具体的なものはなつておりますが、党の幹部の方からもそういうお話をございますので、いずれそういう問題について党の研究を進めでいかなければならぬと思っておりますので、適当な段階で皆様方とまた御相談したい、こういうふうに思つておるわけであります。

言われております。しかし問題は、先ほど伏木先生のお話にありましたように、十五日間にして、あるいは他の選挙等についても短くして選挙管理委員会の御準備等がきちっといけるかどうか、こういったことを考えていかなければなりません。提案なさる前に十分お調べにはなつたと思いますが、自治省の方でこの日数で十分選挙をやれる、こういうことをひとつ御答弁をいただけますか。
○岩田政府委員 私どもも、折に触れまして各県の選挙管理委員会から意見を聞き、お話をしているわけでござりますけれども、そういう感触をもとにして申し上げまして、現在の選挙の場合、今回は、たとえば早い話が立候補期間が一日短くなるわけでございますけれども、そういう感触をもとにいたしましては、その分だけ一日早くなるという面も持っておりますし、あとは、かつてこの期間が定められまして以来二十年間の事務的な手なれといいますか、それから一般社会のそういう仕事の運び方のスピード、そういうものではば吸収できるだらうというよう考へております。
○中井委員 先ほどの住先生の御答弁の中にございました。二日目の立候補が平均一%ぐらいだ、こういうのは国政選挙ですか、それとも市町村、全部の選挙を含めての一%でしょうか。
○岩田政府委員 先ほどの数字は国政選挙についてでございまして、国政選挙についてさえそういう状態になつたということが全体の立候補の形といいますか、姿をあらわすものであらうということになるのではないかと思ひます。
○中井委員 過般行なわれました統一地方選挙で、県、市町村議会で無競争に終わった選挙というのは、国政選挙の場合に大体それでもいいか、こんなふうに私は思います。市町村議会の場合には昨今非常に競争率が低下してきて、特に無競選人が、調べさせていただきまます。

争というのがずいぶん多くなってきました。逆に言えば、ときどき無競争にするためにおかしな工作まで行われるということも聞いたり、あるいはそれによって不祥事件が起つたりしているのも事実でございます。そういう人たちにいろいろな話を聞きますと、とにかく今度の改正案で僕らがびっくりいたしましては、市町村あるいは県議員の皆さん方が立候補の届け出締め切りを一日にするというのは非常に喜んでいます。何かといつたら、無競争、またこうなる、こういうわけでござります。そういう意味で、国政選挙と地方議会の選挙の届け出の受け付けの期間を変えようのようなことはできないのか、あるいはお考えになつたことはないのか、あるいは御提案になる前に、地方議会での無競争化をより促進させてしまうのじやないか、こういったことについて御心配なさらなかつたのか、お答えをいただきます。

○住議員 この届け出期間の問題、先ほども申し上げましたように二日目の届け出、ちょっといま

の二百二十九名、翌日の届け出者は十名であります。

○中井委員 五十五年ダブルのときの……(中井委員「国政

選挙では、告示日の届け出者三十六名、翌日の届け出者二名、都道府県議会議員の場合、当日の届け出者四千五百四十五名、翌日の届け出者十名、指定都市の市長

は当日四名でその後ございません。それから指定

都市以外の市の市長が、当日二百七十七名、翌日

二名、指定都市以外の市の議員が、当日一万三千

七百十七名に対しまして翌日十六名、それから町

村長が、当日一千四十八名に対しまして翌日十二名、都

町村の議会議員が、当日二万四千八百十五名に対

しまして翌日九十一名という程度の数字になつて

おります。実際には多少、死亡者とか辞退者とか

いうでこぼこがござりますから厳密ではございま

せんが、ほほそういう感じでございます。

○中井委員 ありがとうございます。

○岩田政府委員 いやわる執行経費、各都道府県

及び市町村が国の選挙をやってくださるときに国

がこれの事務費として、所要経費として支払う経

費がどれくらい減るかということをございますけ

れども、これは目下のところ、実は計算中であります。

○中井委員 それで、それぞれの場合に幾ら減るか、たとえば

こういう規模の投票所であつたら五日間縮んだら

どれだけ事務費が減るだろう、ということは実は計

算をして、すでにお手元の改正案の中に一部

入つてゐるわけでありますけれども、ただ、そ

ういう投票所が全国に幾つあってというかこうの

考え方をいたさうと思います。昨今、本当に

市議会や町村議員に立候補する人が少ないので

数いづばいで選挙がないというなら出る。選挙を

やるべきだ、そのため立候補するんだという方

がかなり各地方おられるのです。定数を超えて選

がかりとなるわけじやないですか。やはりあの枠

がなくなるわけじやないですからまあまだと思

いますが、ひとつお考えをいたさうのは、本

当に選挙はお金がかかると思うのです。情

けないことがあります。しかし、かけないとまた

当選もしないという逆の面もござります。そして

お互いが候補者で、本当に法定費用の枠というの

を守つているのだろうか、これは真剣に考えなけ

ればいけないことだと思います。やはりあの枠

を現実に合わせていくのか、あるいはわれわれが

あの枠をどうしても守つてしまつていいのか

かということを議論していくと、あの枠が少し現

実離れをしていいのか、私は、こういうことも言

えると思うのです。

○中井委員 発議者、提案者のどちらでも結構な

ことですけれども、日にちを短くする最大の理由の

中にお金のかからない選挙にするんだ、こういう

ことがござります。先生方の御経験から見て、こ

れだけ日数が減つたら大体費用はどのくらい減る

とお考えなのか、金額じやなしでも結構です、少

しお聞かせください。

○片岡議員 どういう計算をするかというとなか

なかむずかしいのですが、単純計算でいきますと、

とにかく四分の一減るわけじやります。基礎的

な経費も入りますので、なかなか正確には出ない

のですが、少なくとも現に相当減るということだ

争といふのがずいぶん多くなってきました。逆に言えば、ときどき無競争にするためにおかしな工事まで行われるということも聞いたり、あるいはそれによって不祥事件が起つたりしているのも事実でございます。そういう人たちにいろいろな話を聞きますと、とにかく今度の改正案で僕らがびっくりいたしますのは、市町村あるいは県議員の皆さん方が立候補の届け出締め切りを一日にするというのは非常に喜んでいるのですね。何かといつたら、無競争、またこうなる、こういうわけでござります。そういう意味で、国政選挙と併せてござります。

○岩田政府委員 先ほどのお尋ねのそのものすば

りの数字ではございませんが、資料がありました

のでお答えを申し上げます。

○片岡議員 国の選挙におきましては、五十八年参議院選挙

の公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第三号 昭和五十八年十月五日

第二類第二号

の公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第三号 昭和五十八年十月五日

の公職

わしていくというのも、私は一つの選挙の改正のやり方じゃないかと思うのです。それをいつまで置いておくというのは怠慢じゃないか、こんなふうに考えますが、いかがでございますか。

○中野委員長 選挙部長。
○中井委員 それは提案者が答えてくださいよ。選挙部長は関係ない。あなたよりも皆さんに聞いている。

○片岡議員 その費用弁償その他の額がやや実際離れをしておるという感じは、私も持っております。したがいまして、まあそんなことを言うとおかしいのですが、本当に法定費用内でやれている方というのは、市川房枝さんのような方ならこれはいくかも存じませんが、はつきりと法定費用内でやつておるということは実際問題としてなかなかむずかしいことであるといふふうに思つておるのでは、やはり何とかできるだけ現実に合うように改定をして、実行のできないことでなしに本当に改めてしまいなといふふうに思つておる。この中で立会演説会の廃止についてお尋ねをいたします。

○中井委員 次に、立会演説会の廃止についてお尋ねをいたします。
私どもの党内がこの法案に対する賛否を決めかねております最大の理由は、この立会演説会廃止という思い切った御提案にあるわけでござります。御提案の理由、いろいろと承っておりますと、現実に人が入らない、形骸化をしておる、この一点であるやに思います。しかし、私ども選挙をやらしていただいている者あるいはお選びいただく方々から見れば、立会演説会というものの持つておる精神あるいは目的、大変すばらしいものがあると思うのであります。私どもは、全党員の、選挙に関係をしておる者あるいは議員、候補者あるいは婦人モニター、全国に四千人ほどのわけになります、そういう人たちに、この夏に選挙法についてのいろいろなアンケートをいたしました。この中で立会演説会の廃止ということについては、反対という声がやはり圧倒的に多いわけでござります。

さります。

私も、立会演説会の現実のむなしさというのも承知をいたしております。たとえば、山本大臣と私は同じ選挙区でございまして、ところが

そしてまた、生かそうとしてもこれはなかなかむずかしいのじやないかということも考えます。

ですから、候補者の独自の選挙運動、これに對していろいろまた廃止によって知恵も出てくるのじやないか、その方がむしろ有効なのじやないか、こ

ういうような判断等も行いまして、この際廃止するというよう考へたわけでござります。

○中井委員 この廃止のかわりというわけになりますが、代替措置みたいな形なんですか、話し合いでテレビ、ラジオを各一回ふやして

ます。

○中野委員 代價措置、そういうことを考へると本当に半分に分けられるわけです。しかし、管理をしていた

だく選挙管理委員からすれば、それ以外に十人出

たる長時間になつて、六時から十時までやらなければならない、とうていてきないから半分に分けられるんだ、こういったようなことを考へると本当にむずかしい問題だなと思わざるを得ません。

自民党さんが、すっぱりとやめるんだ、こうい

う形だけで提案をなすった法案をございますが、

か。あるいは、これからもそういうことについ

て話し合いをなさうとせずに、このまま法案を

審議されていこうとするのか、そういう点につ

いてお尋ねをいたします。

○住議員 立会演説の制度、これは諸外国に比較して日本の選挙の特異な制度でござります。ずっとやつてまいりまして、当初からの経過を見てみると、指導もあつたのでしょうかとも、回数も減つてまいります。一回当たりの人数等についても、減少ぎみではござりますけれども、

そういう変化はないのじやないかなと思っておるのでござりますが、いまも御指摘ございましたように、私どもも何回か選挙をやりまして、どうも立会演説というのはむなしい。これは三十年以上ずっと続いている制度ですから、どうかして活性化しようと、こういう努力を選挙管理委員会もおやじに公営選挙の枠を代替措置として広げていく、そなつたわけでござりますし、それなりの工夫がされたのだろうと私は思うのでございますが、現実は、いまも一端をお漏らしになりましたけれども、そういうような状態でどうも余り生かされはしない。

お考へをいただきたい。

○片岡議員 今回の提案のほかに、野党の皆さん

たとえば、参議院になりますと、各候補者、無所

属の方もいらっしゃいますが、政党公認で大体選

舉に出来ます。また、個人でそれぞれ政見発表をい

ます。したがつて、テレビを個人の政見放送以外に、

たとえば衆議院の選挙のときに中央において、過

般参議院で行われたような形での各政党的政見放

送を行つて、あるいは政党間の討論会をきちつと義

務としてやっていく、こういったことができない

か、あるいは推進はがき、たとえば私どもの選挙区

では、衆議院では三万五千枚ですか、これを、やは

り三万五千枚ではみんなに渡らないわけでありますから、もう少し広げることはできなかいか。ある

いは法定ビラも二種類、一万掛ける定数ですか、

これは、これをもう少し広げることはできないか。たとえ

ば、参議院の選挙なら三種類の法定ビラを比例代

表区は何枚まいてもいいんだ、衆議院は数を制限

するんだ、これもまたおかしなことです。あるいは法定ビラも二種類、一万掛ける定数ですか、

これは、これをもう少し広げることはできないか。たとえ

ば、参議院の選挙なら三種類の法定ビラを比例代

表区は何枚まいてもいいんだ、衆議院は数を制限

する

話し合いを進めていく何らかの機会をつくりまして、そして、われわれはその調査会の中においてもすでにそれらの問題について調査を進めておる段階でございますので、両々相ましまして、それらの問題をひとつ総ざらい的に検討を進めていく必要がある、かように存じておりますので、そういう方向に向かって進んでいきたいと思つております。

中井委員 真兎に御相談をなされたくと申したことについては、それは疑問を差し挿むわけではありますけれども、私がお願いを申し上げ、あるいは御提案申し上げておりますのは、この国会の審議中において、衆議院に置こうが參議院に置こうがどちらでも結構でござります、立会演説会を廃止するという思い切った案の代替措置として何か拡大といふものを各党間で話し合うべきいやならないか、このようなことを御提案申し上げてゐるわけであります。

先生はこの法案が追一たじまに自民党の何やら、調査会でとかいつて、こんなのはしてくれるとわけがないのであります。これは前の参議院のときにようけいだまされておりますので……。(「ただいた方がいい。皆さん方の自民党提案で出された法案が一党だけの賛成でしかも選舉前に急に通つた、これは余り国民に対して胸を張れるものじやない、このように思うのであります。やはり選舉の法案でありますから、反対の党もあるけれども幾つかの賛成の党もあるんだ、こういう形できちっと審議が行われる、私はそうあるべきだと思います。」)

冒頭申し上げましたように、私どもも、日ごろ短縮等については結構だ、しかし、日ごろ短縮と重なりますと、いかにも唐突じゃないか、あるいはこの立会演説会という日本独自のものの精神、そういうふたものまで要らないんだという形で押し流すのはどうだろう、こういった気がするわけであ

ります。そういうもののにかわる措置として、こういうこともある、こういうものができるんだ、こういうことをお考えをいただきたい。

テレビの枠が一つふえたよ、こうおっしゃるけれども、さっき言いましたように、テレビの政見放送の視聴率というのは、そんなに高いものでもないと私どもは伺っております。また、枠にはまつたものであります。したがって、それぞ選挙をやる皆さん方でありますから、知恵を出せばそんなにお金もかけず、あるいは協議する時間もかけずにできるものがあると私は思うのであります。そういうことにいて、提案者の方で柔軟に話し合いに応じる御姿勢がおありかどうか、もう一度お尋ねをいたします。

○片岡議員 お話のようなことを実現するということになれば、結局修正案についてお話し合いをするということになるわけでござります。ところが、いまお話しのようないろいろな項目について、修正案について各党ともお話し合いをするということになりますれば、これはなかなか時間が要することであり、そうおいそれとコンセンサスが得られて、うまい案が出てくるというふうには思われません。

ただしかし、皆様方のいま御質問なり、この御審議の途中でいろいろの御意見が出てまいります。そこで理事会等で、あの話はいいじゃないか、それじやみんなであの方向でやろうやというコンセンサスが出てくるなら、それは、われわれは何か修正という形でも、とにかく皆様方とお話し合いをすることについては、決してやぶさかでない、いわけでございます。ただ、それを全部が全部やり遂げるということは、かなり実際問題として困難であろうかと思うわけでございまして、それ以外のことは、やはりこれから問題としてまた御相談をしていきたい。

それで、どうもそんなことを言うと、おまえは言い逃がれをして、後はやらないんだろうとおっしゃるが、これはやることに、参議院の方でも入党内ですで話が出ておりまし、衆議院の側においても、

○中井委員 終わります。
○中野委員長 安藤巣君。
○安藤委員 まず最初に、委員長にお尋ねしたいと思うのです。
選挙法といいますのは、申し上げるまでもなく、議会制民主主義のルールをつくるものですね。その選挙法の審議の冒頭から社会党が欠席、こういう不正常な状態で審議が進められております。委員会の運営は、各会派合意の上で行われるという民主的なルールがあると思いますが、こういうような不正常な状態ではやはり非常に遺憾で、ルールに反しておるのではないかと思うのです。だから、早速この審議は中止をなさって、理事会を開いて委員会の運営について協議をなさるべきではないかと思うのですが、いかがですか。
○中野委員長 お答えを申し上げます。
この委員会を開会するに当たりましては、理事会において十分御相談申し上げた結果、多数の御意見によって開会することに決定したものでありまして、決して私は非民主的な動向ではないと考えております。したがって、この委員会を中止する気持ちはございません。どうぞひとつ、共産党におかれましても質疑を行っていただきまして、十分に御意見を聞いていただきたい、かようには思っております。
○安藤委員 大方の賛同を得たというふうにございましては、後でも質疑の中で申し上げますけれども、幾つかの新聞が社説その他で論調、論陣を張っております。なかなか批判的でございますね。そして、多くの団体あるいは労働組合なども強く反対の意向を表明しております。もともとこの法

○片岡議員 世論は、いろいろの立場から批判が出てまいります。これは大変いいことでございまして、私は、新聞で出でていない世論の中にもいろいろあると思いますよ。それは、今日のよう交通が発達し、そしてマスコミの進歩も非常に遡げた現段階において、いつまでもあの長い選挙期間をわいわい言つて歩いてもらうのは、非常に迷惑だというようなことをわれわれはときどき聞くわけでございます。ですから、時代とともにやはり選挙のやり方を合理的に変えていくということも提案ですね。だから、選ばれる側からの言い分ばかりではなくて、やはり選ぶ側、主権者である選ぶ側の意見というもののもしっかりと審議に反映をするということが必要だと思うのですね。

そういう関係で、私どもは公聴会をぜひとも開催をすべきだというふうに強く要請をしてまいつたのですが、参考人といいうようなお話をありますけれども、参考人といいますのは、委員会が必要であるという場合は委員会において人選をして呼ぶ、こういうことに国会法はなっていますね。公聴会といいますのは、もちろん公募をして、そして応募をした人の中からかかるべき人を選んで意見を聞く、これはたてまえが全然違っているわけです。ですから、私は早速公聴会を開くというふうにしていただきたいのですが、委員長は、公聴会を開くというお気持ちはあるのかないのか、お尋ねします。

○中野委員長 それはこの委員会の質疑が終わつた後で、理事会において十分御協議をいたしたいと思っております。

○安藤委員 そこで中身に入つてお尋ねをしたいと思いますが、提案者の方では、先ほども申し上げたのですが、いろいろ世論がこの改正案に対して厳しい批判をしております。こういう世論といふものははどういうふうにお考えになつたのか、有権者、選ぶ側の方の意見というものはどういうふうにお考えになつておられるのか、まずお尋ねします。

必要である、そういうことに対する非常な質意を表しておる声なき多くの世論もあると私は思いました。

したがいまして、新聞やその他に出ておる批判だけがあるはそういう世論だけが私は世論でありますと思つておりますが、今回提案いたしましたものについては、これはやはり時代の進運とともに合理的な選挙の枠組みをつくって、土壤をつくって、できるだけ選挙に金のかからないようにしていこう、こういう目的からはこれは非常に妥当な案である、かように思つて提案をいたしました次第であります。

○安藤委員 声なき声ということもおっしゃつておるのですが、念のために申し上げますと、これは朝日新聞、中身は読みませんが、「目隠し選挙」に対するな、こ、ういう社説ですね。それから東京新聞でも「有権者不在の公選法改正」、それからこれは毎日新聞「選挙期間の短縮への疑惑」、これはサンケイ新聞「動機不純な公選法改正案」、こういうふうに論陣を張つておられるわけですが、これはやはり大新聞でありますし、圧倒的な世論ではないかというふうに思つておるのであります。

それから日本婦人有権者同盟、これは相当大きな組織です。ここでも「自民党提案の公職選挙法改正案」に反対し衆参両院議員定数不均衡は正を要望する、もう中身は全部紹介しませんが、「今回の改正案は、「選ぶ側」の有権者の意見が全く無視され、「選ばれる側」の論理、特に現職優先の党利党略案であり、絶対に容認できません。」こういうふうにきつくるこの法案に対して反対を表明しておる日本青年団協議会、これは日本全国の青年団の集まりですね。ここも常任理事会で、公選法改正案に対する日青協、日本青年団協議会の略ですが、「日青協の声明」、声明まで出して、「党利党略による選挙法の改定には断固として反対することを表明するものである。同時に、憲法違反

の判決まで出た「一票の重みの格差」、定数の不均衡の是正や、政治腐敗の根源である企業・団体献金の禁止こそ緊急の課題であると考える。」

こういうふうに歴然と多くの世論は、この改正案なるものに対して強く批判あるいは反対といふことはお考えになつたことはあらうか、こういうことはお考えになつたことはありませんかね。声なき声があるから、その方はいいのだというわけにはまいらぬでしょう。これだけの反対の意見が盛り上がりつづけておる。そのほかにも、たくさんの労働組合から私のところにもたくさんのお請書が来ております。反対してくれ、がんばつてくれ。だから、こういうような世論は無視してもらいたいというふうにお考えなんでしょうか。

○片岡議員 先ほどから申し上げておりますように、そういう御意見、御批判に対するは、われわれは十分耳を傾けて聞かなければならぬ。私も拝聴するにやぶさかではありません。しかし、選挙というものは、何というても民主主義の基盤をつくりしていくところのものでございます。したがいまして、やはりできるだけよい金を使わない、そしてできるだけ金のかからない選挙というのが、政治の倫理を確立していく上における一つの基盤である、私はこれはかたく信じておるのであります。だいたい、したがいまして、先ほど言いましたように、そういう立場からの批判を持つておる、意見を持つておる人も非常にたくさんあって、私もよく聞きます。

そして、それらの人たちはやはり、どうも二十一日間は長いじゃないか、二十五日は長いじゃないか、また、ずっとあいつ長い間大きな声を張り上げられて、社会の静ひつを邪魔されるのは困つたというようなことも言われておるわけでございました。

それから日本青年団協議会、これは日本全国の青年団の集まりですね。ここも常任理事会で、公選法改正案に対する日青協、日本青年団協議会の略ですが、「日青協の声明」、声明まで出して、「党利党略による選挙法の改定には断固として反対することを表明するものである。同時に、憲法違反

進運に合ったところの、交通通信の機関の十分発達した今日においてこういうふうに改めていくことが適当である、こういうふうな信念に基づいて御提案を申し上げた次第でございます。

○安藤委員 いまのお話ですと、何か選挙というのはやかましくしようがないんだみたいな話ですね。これはまさに有権者の人たちが直接選挙権を行使して、市政なり県政なり町政なり国政なりに直接参加するという非常に大事なことなんですよ。そして、そのための運動期間というのが設けられておる。それをいまの片岡さんのお話によると、選挙というのはやかましくしようがないんだみたいな話ですね。これはやはり問題だと思いま

すね。

そこで、今度は、期間短縮、時間短縮、立会演説廃止、これはこれまで幾たびかにわたって公選挙法というのが改悪に改悪を重ねられて、べからず法案というふうにまでなつておるというふうに言われているわけですよ。全部は言いませんが、昭和二十七年、戸別訪問がここで全面禁止になつておる。それから四十五年、選挙中の政治活動ビラは、国会議員三種類、その他は二種類というふうに制限されている。シンボルマークが規制されている。五十年になつて、選挙に関する報道、評論を載せた機関紙号外が禁止された。それから昭和五十六年、選挙中の政党機関紙誌、宣伝カーの禁止、後援会連絡所ステッカー禁止、後援会看板の規制、こういうふうに矢継ぎ早に規制がされてきておるのでですよ。だから、ここへもつてきさらに運動期間を短縮する、立会演説全廃ということになつたら、これは選ぶ方の立場というのは一体どうなるんだ、こういう危機感を持つのは当然だと思います。

そこで大臣、選挙の公正を保つために一生懸命努力をされるお役目を持つておられるわけですね。こういうような規制をさらに加えるということは、まさに有権者の立場、選ぶ方の側、この人たちを無視する、あえてその人たちのそういうような気持ち、おれはどの政党がどういう政策、どの

候補者がどういう公約、その候補者の人柄をよく知りたいんだという、そういう有権者の選挙に参加する、政治に参加する、そういう権利を行使するということに対しても挑戦的な態度じゃないかと思うのですが、これは大臣としてどういうふうに考えですか。

○山本國務大臣 選挙というのはやはり民主主義の一一番根底にある問題であつて、これは議会制民主主義を維持していく上においては最も大切なものだと私は思うのです。それだけに、選挙は公正に行われなければならないというのは当然のことです。しかし、今回の改正は、何せ二十五年、約四分の一世纪にわたつて期間というものは改められない。しかし、この四分の一世纪の間に社会のいろいろな取り巻く環境というものがずいぶん変わってきた。先ほどお話をのように交通機関あるいは通信の手段、それから私は、もう一つ国民の政治意識が目覚ましく向上したと思いまますね。だから、そういう観点から政治をこちらになる日といふものは非常に肥えてきていらっしゃる。私は、それは高く評価しなきやならない。そういういろいろなことを考えてまいりますと、政治的といいますか、あるいは社会的といいますか、そういう状況の変化に対応して選挙が行なわれるわけでもないではないか。いつまでたつても同じようにやり方というわけでもあるまい、改めるところは改めて、より適切なより時代に合つた選挙制度に改正をしていく。制度というのは、いつまでたつても一つのところにとどまるものではありません。やはり流動的に考えていいものではないか、こう私は思うのであります。

そういう意味で、必ずしも今度の改正が選挙の公正を脅かすものであるとまでは思いません。むしろ私は、今度の改正によつて、やり方を変えることによつて、選挙はむしろいい方向に向かうことがあります。

そこで私は、今度の改正によつて、やり方を変えることによつて、選挙はむしろいい方向に向かうといふふうにも思えるのであります。私は妥当な線である、こう先ほど申し上げておるわけであります。

○安藤委員 先ほど私が紹介しました新聞の論

調、それから日本青年団協議会、それから婦人有権者同盟の人たち、この人たちもいまの時代に生きているのです。そして、いまおっしゃる交通事情とかマスメディアとか何かのことを全部踏まえて、その上でこういうふうに言っておられるのですよ。だから、道路状況がようやくたとか、マスメディアがどうのこうのというのは、これはやはり自民党の独断じやないかと思いますよ。全くそういうようなことは、じやそれを反対している人、批判している人は、こういうような情勢を全然踏まえていないのか。いま生きている人たち、この世代で生活している有権者の人たちの声なんですよ。ですから、その辺のところは十分踏まえなければいけない、このことを強く強調しております。

そこで、先ほどの声明あるいは要請書の中にも

ありました、それから幾つかの新聞論調の中にも

ありましたが、こういうような規制を加えるとい

うことよりもさらにもつと前にやることがあるん

じやないのか。いろいろ言われておりますね。

定数是正というのが、どうしても最初に出でく

るわけですね。この定数是正の問題、これはあえ

て申し上げるまでもないと思うのですが、よく比

較される千葉四区と兵庫五区、これは一対四・五

四。これは議員一人当たりの人口の割合。それか

ら、同じ千葉四区、兵庫五区の関係で議員一人当

たりの有権者の数、これはやはり一対四・二四。多

いですよ。これは衆議院、参議院では神奈川と鳥

取、これでいくと一対五・五〇。こういうふうに差

があるんですね。これは、近いうちは是正しなけれ

ばならぬというふうにお考えになるのか。だと

すれば、具体的にどういうふうに是正をすること

を自民党としては考えておられるのか、提案者に

お尋ねします。

○片岡議員 お話のように、今度の提案よりも

大事なことがあるではないか、たとえば一番國

民の間に問題になる一票の重み、これは何として

もやはり定数は正という形で直さなければならな

いものであるということについては、私たち自民

党としても十分な認識を持つておりますし、いまの話のような格差が現に出でておる、こういうことがあります。だから避けて通れない問題であることを十分認識と対して、憲法違反の問題も裁判上言われており、近く最高裁の判決も出る段階になりつつあることでも十分認識しております。したがいまして、この問題に何らかの措置を講じなければならないということについては十分認識をして、すでにわが党の選挙制度調査会においては基本問題小委員会をつくりまして、この問題にもうすでに長く論議を交わしております。しかしながら、この問題は、すでに二回にわたって衆議院の定数是正が行なわれましたが、これはいずれも定員をふやして、それでは野党各党の皆さん方にも十分また御連絡をし、御相談もしながらこの問題の解決を図つていただきたい、かよう思つておる次第であります。

○安藤委員 定数是正の問題を私どもの方が言いますと、先ほどもおっしゃったように中選挙区で

どうのこうの、これは後藤田さんが一番好きな言葉でございまして、小選挙区制ということも云々

わかれましたが、これはいずれも定員をふやして、

そして是正された、こういうことでござりますか

ら、やり方としては非常にイージーなやり方であつたと思います。

ところが、今日行政改革が叫ばれておるときに、

定数是正をするのに定数をふやして是正するとい

うこととは、これはとても国民の納得を得ていただ

くわけにはいかぬと思います。しかしいまして、

これは定数を現状維持にするのか、あるいは減ら

すか。そしてそういうことになりますと、この問

題はひとり人口に比例するということだけで問題

が解決するのか、あるいは地域の広さあるいは文

化の状況、経済の状況、そういうものを勘案しな

がらやつていかないとだめだといいういろいろな考

え方もござりますし、そういうことからいたしま

す。そしてまた同時にこれは選挙の根幹に触れ

る。いまの中選挙区のやり方でいいのかどうか、

これらの中選挙区のやり方でいいのかどうか、

これがひとり人口に比例するのか、あるいは減ら

すか。そしてそういうことになりますと、この問

題はひとり人口に比例するということだけで問題

が解決するのか、あるいは地域の広さあるいは文

化の状況、経済の状況、そういうものを勘案しな

がらやつていかないとだめだといいういろいろな考

え方もござりますし、そういうことからいたしま

す。そしてまた同時にこれは選挙の根幹に觸れ

る。いまの中選挙区のやり方でいいのかどうか、

これがひとり人口に比例するのか、あるいは減ら

すか。そしてそういうことになりますと、この問

題はひとり人口に比例するのか、あるいは減ら

すか。そしてそういうことになりますと、この問

題は

法だと思います。もちろん、それぞれ一対一でいろいろ有権者の人と話し合いをして、政策の問題も話し合いたいをして、人柄もわかつてもらえる、これは非常にいいと強調しておられましたよ。だから、いま片岡さんがおっしゃるような、そういうことではないのです。やはり、しっかりと勉強していただきたいですね。

それで片岡さん、いま何か戸別訪問はなかなかいかぬのだというお話をなんですが、これは一九七九年、だから四年前の十月施行の総選挙、このときに自由法曹団という団体がそれぞれの立候補者の人たちにアンケートをとつたのです。覚えておられると思うのですが、この戸別訪問の自由化についてのアンケートで、「戸別訪問の自由化に賛成」というふうに回答を寄せておられる自民党の議員さんもたくさんおられるのです。片岡先生はどうちらに回答をお寄せになつたと御記憶ですか。

○片岡議員 私は、どうやつたかいま覚えておりません。ただ、先生いまおっしゃったイギリスにおいて「戸別訪問が自由である」ということであります。これは先生の一番お嫌いな、共産党の一番お嫌いな小選挙区です。それで、これは党と党の争いになるわけです。ですから、そういう小選挙区制にするなら私は戸別訪問大いに結構だ、こういうふうに思うのですが、先生の先ほどおれたちが小選挙区はけしからぬとおっしゃつておるのとどうも相一致しませんが、どういうことなんですか。

○安藤委員すぐ小選挙区制という言葉が出てくるから、そこが問題なんですよ。片岡さんにお見せします。「第三十五回総選挙立候補者に対する戸別訪問をどう思うかについてのアンケート」、賛成、自民党二百五十二名、わりとたくさんみえるでしょう。その中に、最初のやつには載つてないですが、集計後まだ到着したアンケートの追加です。賛成十八名、片岡清一と賛成に載つておるのです。あなた、賛成しておるじゃないですか。

○片岡議員 それは、やはり比例代表制をとつた

り小選挙区制をとつたりしておる各國では、戸別訪問は自由だというのか世界の大勢であります。ですから、わが国においてもそういう段階になれば私はまことに結構だと思うのですが、これはやはり制度との絡み合いの問題が起つてまいります。そういう点で、国民の皆さん方にも余り迷惑にならぬ、そしてまだ今日においては、いろいろ買収その他で弊害が伴う場合も出てくるというようなことが心配される段階においては、やはり考えなければならない。しかし、原則的には、外国でもやつておるのですから、私は、原則的にこれが行われるようになればいいなということで賛成をしました。そういう点であつたろうと思います。その後いろいろ議論をしてみまして、なるほどこれはもう考えなければ、にわかにどうも賛成はできないのだなということも認識しつつあるわけでござります。

○安藤委員 片岡さんは、四年前のアンケートに賛成というふうに回答しておられる。いまおつしやることと大分違つたですね。そして、これは外のことではなくて、現在の日本における選挙制度のもとにおいて「戸別訪問賛成」というふうに回答しておられるのです。

○住先生 静かにしておられるのですが、住先生

もこれに名前が載つておるのであります。小泉純一郎先生も載つておる。上村先生も載つておる。これらは、本案の提案者の中に名前を並べておられる方々ですね。それで、「戸別訪問の自由化」というようなことをやらないかと、いうふうに言うてこられないのかと不思議でしようがないのですがね。住先生、どうですか。

○住議員 私は記憶がないのですけれども、そろとえば戸別訪問の自由化をどう考えるか、そのほかいろいろな選挙と文書の関係だとかあるいは連座制の問題だとか、いろいろなことを勉強したのです。そして、その点についてはまだまだ検討はしなければならぬだろうということで、実はこの法案には結論として出てくるまでには至りませんでした。

○住議員 それじゃなぜ都合のいい、というようなことをおっしゃいますけれども、私どもは、都合がいいとか悪いとかということじやなくて、やはりできだけを取り出して、それが自由化がいいとかどういかなればならない、そして皆さんの御賛成が

本の特殊の風土がござりますし、そういうようなものを背景にして日本の選挙が行われているというようなこともありますと、選挙は自由であると同時に公正でなければならない、こういうことも考えていかなければいけません。

ですから、戸別訪問について本当に公正な戸別訪問ができるかどうか、あるいは不正行為の温床になるのじやないかとか、そういうようなこと、あるいは、先ほどもお話をございましたが、有権者の方々が大変迷惑するとか、そういうことを引きつと公正にできるような条件づくりができるかどうか、これは大変な問題だらうと思うのですよ。

○安藤委員 私は絶対だめだとは思つておりますが、私どもは、そういうような恵をしほつていて、やはり自由化というのもも考えていかなければならぬ。ただ裸に戸別訪問が自由化でいいのだ、こういうことは早計に判断できません。

○安藤委員 いまおっしゃることとそのアンケートにお答えになつたこと、それは知らぬとおつしやるけれども、お忘れになつたのかと思うのですが、そういうことを言っておられるのですから、近いうちにわが党で戸別訪問自由化、あそこを一条件削除すればいいのですから、出しますので、積極的に御賛同いただけると思うのですが、どうですか。

○住議員 私どもこの提案をするに当たつて、たとえば戸別訪問の自由化をどう考えるか、そのほかいろいろな選挙と文書の関係だとかあるいは連座制の問題だとか、いろいろなことを勉強したのです。そして、その点についてはまだまだ検討はしなければならぬだろうということで、実はこの法案には結論として出てくるまでには至りませんでした。

○住議員 これは資料でござりますから、細かく申し上げます。

アメリカ、選挙期日十一月の第一月曜日に統火曜日前五十日まで、選挙運動期間はなし。それからイギリスは、選挙運動期間は議会解散の日から選挙運動期間が始まります。それからフランスは二十一日間。それから西ドイツはなし。イタリアはなし。オランダは四十三日間。

デンマークは議会解散の日から。ノルウェーはなし。スウェーデンはなし。オーストリア、スイスなし。オーストラリア、選挙令状公布以後といふことでございまして、これは投票日が設定されるだけでござりますから、そういうことになつております。

○安藤委員 だから、そういうことからすると、先ほど来話がございましたように、戸別訪問だけを取り出して、それが自由化がいいとかどういかなればならない、そして皆さんの御賛成が

得られるものならば、全部でなければならぬといふことはないのだから、直すべきところは直して、やはり選挙の改善を図つていくというのが務めじやないか、こういうように考えておるわけでございます。

あつてどうのこうのというのではないわけですよ。全くの自由に、常時選挙運動ができる、こういうことです。それからアメリカの場合でも、選舉期日前五十日、これが届け出期間だと。もともと選挙運動期間の制限はないのですよ。仮にこれが届け出でからのあればとしても、五十日間ある。それから、先ほどおっしゃったベルギーだって、運動期間の始期とかなんとかも全くなし、全く自由ですね。

だから、そういうことをちゃんとお踏まえになつた上で——これは先進資本主義国と言われている国です。こういうところでそういうふうになつてゐる。今度は衆議院に出る場合二十日を十五日にするというのは、こういうことと比較してどうだ、ちょっとひどいじやないかというようなことはお考えにならなかつたのですか。

○住議員 こういう選挙期間の制度を考える場合に、五十日がいいのか十日がいいのか、それぞれ

各級選挙によつても違つてしまりますし、現在日本の場合は、衆議院の場合は二十日、こういう

ようになつておる。そして、その前は二十五日であつた。それは昭和三十三年まではそうであつた。こついうように、これは時代とともに変わつておるわけですね。だから、それじゃなぜ二十日を十五日にするのか。日本の選挙制度はいろいろなそういう社会諸情勢、そういうものを考えて、最初は三十日であった、一十五日になつた。そつうして二十日になつた。それはどういう背景で考えたかといふと、やはり交通事情だとか有権者がどれだけ知り得るか、こついうものを考えて合理的にそのときの情勢に応じて決められた、私どもはこういうように理解しておるわけです。

そうなりますと、二十五年前といまとは選挙を取り巻くそういう環境が大変違つてきておる、非常に密度も濃くなつてきておる、そういうことであれば、選挙期間を外してしまえという議論でありますが、二十日なり二十五日前、三十年前と比べて、十五日でもその当時以

上の選挙運動はできるじやないか、こういうようにしておるわけです。

○安藤委員 何かいまのお話を伺つておりますと、先ほど挙げられた諸国では交通機関もマスメディアも全く発達していない、と田舎みたいなことになつてしまつのじやないです。日本は大分発達してきた。しかし、こちらの方は別に選挙運動期間の定めなし、事前運動も何といふこともない、全く自由闊達に行われておる。先ほどの五十日という日数とっても、相當余裕あります。

〔委員長退席、小沢（一）委員長代理着席〕

日本は、先ほどおっしゃるよう交通機関が発達している。こちらの諸外国は、交通機関も発達していないから、それだけ時間とつてゐるんじゃないかなみたいな話にもなりそうですね。だから、やはりそういう先進資本主義国の事例といふものは、十分これは考えるべきだと思うのです。それを運動期間を決めておいて、それをまた短縮するというの、これはもつてのほかだと思うのです。

それで、よく事前にいろいろ運動をやつてゐるじやないか。いまも総選挙間近しと、そういうことであつた。そこには、時代とともに変わつておるわけですね。だから、それじゃなぜ二十日を十五日にするのか。日本の選挙制度はいろいろなそういう社会諸情勢、そういうものを考えて、最初は三十日であった、一十五日になつた。そつうして二十日になつた。それはどういう背景で考えたかといふと、やはり交通事情だとか有権者がどれだけ知り得るか、こついうものを考えて合理的にそのときの情勢に応じて決められた、私どもはこういうように理解しておるわけです。

そうなりますと、二十五年前といまとは選挙を取り巻くそういう環境が大変違つてきておる、非常に密度も濃くなつてきておる、そういうことであれば、選挙期間を外してしまえという議論である、とにかく選挙運動はどういうものであるかと

○安藤委員 何がいまのお話を伺つておりますと、先ほど挙げられた諸国では交通機関もマスメディアも全く発達していない、と田舎みたいなことになつてしまつのじやないです。日本は大分発達してきた。しかし、こちらの方は別に選挙運動期間の定めなし、事前運動も何といふこともない、全く自由闊達に行われておる。先ほどの五十日という日数とっても、相當余裕あります。

〔委員長退席、小沢（一）委員長代理着席〕

日本は、先ほどおっしゃるよう交通機関が発達している。こちらの諸外国は、交通機関も発達していないから、それだけ時間とつてゐるんじゃないかなみたいな話にもなりそうですね。だから、やはりそういう先進資本主義国の事例といふものは、十分これは考えるべきだと思うのです。それを運動期間を決めておいて、それをまた短縮するというの、これはもつてのほかだと思うのです。

○安藤委員 じゃ、告示の前にポスターを張つて、そこに候補者何の何がしというようなことを書けば、これは触れるのか触れないのか。

それから告示前に、一日か二日前でもいいです、一票頼むというようなことを言うて歩いたり、あるいは街頭宣伝なんかでやつたというようなことになつたら、これはどういうことになりますか。

○岩田政府委員 現行法の解釈絡みのお話でござりますので、私から答えていただきます。

いまお挙げになりましたように、選挙運動期間に入る前に投票の獲得活動をやれば、明らかに選挙運動であり、事前運動の違反になります。

先ほどお話をございましたように、公職選挙法の上では選挙運動と政治活動とは別物であり、恐らく先ほど提案者がおっしゃいましたのは、そういう事前の政治活動を通じて、政治家としての地位なり活動実績を積んで有権者との、地域の住民との結びつきができるいくから、まあ選挙の際には、そつういったものによる有権者の判断もあるだろうということをおっしゃつたのではないかと思ひます。

○安藤委員 やはり選挙運動期間という定めがある。告示からだ。用意ドンで始まるのだとよく言われておりますね。だから、それ以前のものは事前運動になつて、それはだめだ。だから、事前に政治活動ができるからそれでいいんではないか、選挙運動期間というのは縮めてもいいんではないか、こついう議論には決してならない。それ以前には選挙運動できないのですからね、いまの日本のこの法制は。だから選挙運動期間、告示になつて用意ドンで始まつてからしか、選挙活動できな

いのです。だからそんなると、やはりこれは選挙運動期間の短縮以外の何物でもない。そして、國民の知る権利をその期間だけ、五日間今度衆議院で縮める、五日間だけその機会を奪つ、これは実にはつきりしておるんですね。日本でも、やはり告示になつてから選挙のムードというのが出てきて、ああ、いよいよ選挙が始まつたな、こうなるわけですよ。

〔小沢（一）委員長代理退席、委員長着席〕

ところが、始まつたな、それで選挙の期間に有権の人たちも街頭宣伝したり立会演説聞いたり、あるいは個人演説会に行つたり公報を見たりといろいろなことをやつて、そして選挙をなさるわけですね。あるいは選挙ばかりではなくして、職場や隣近所やあるいはマーケットへ買い物に行つたりなんかんかんとして、いろいろ議論をして、いろいろなことをやつて、そして公正な、あるいは自分で本当にこの人は間違いないなという候補者を選ぶというようなことについて、いろいろ選挙民自身も活動するんだというようなことは、お考えになつたことないですか。

○住議員 十分考えたわけでござります。たとえばことしの六月の参議院選挙、そうしてまた今度三年後に参議院選挙がある。その時間の経過を度外視して二十三日が十八日になるということであれば、それはまさしく私はそれなりの制限になつておる、それは言えると思うのです。ところが、それから十五日でも、私は著しく知る権利を阻害するとかそういうことには、三十年前、二十五年前と比べてみると、私は大きな質的変化がある。

それから十五日でも、私は著しく知る権利を阻害するとかそういうことには、三十年前、二十五年前と比べてみると、なつていらないんじやないだろ

たとえば金のかからない選挙、選舉に金をかけないというようなことも一つの大きな要請でござりますし、そういうものを兼ね合わせて十五日という提案をしておるわけでございまして、そこらあたりはひとつ理解をしていただきたいと思っているわけでございます。

○安藤委員 交通機関が発達したとか道路がよくなつたとかいうようなことでもつて解消するわけにはいかぬ問題を先ほどから私は言つてゐるのです。主権者であり有権者の人たちがいろいろな情報を得て、そしていろいろ議論をしてどうのこうの、だれがいいか、どの政党がいいか、この政党はこういうことを言つておられるからこうだとか、こういうふうに積極的に有権者の人たちが選挙に参加していく、まさに有権者としての清き一票を投するためいろいろな活動をなさる。そういうようなことを全く考えておられないじやないかと思うんですよ。だからそちらのところを、選ばれる側の立場ばかり強調されて、まあいいじやないか、道路交通がよくなつたからいいじやないか、それは絶対的なお考えじやないかと私は思ひますよ。時間が大分迫ってきましたから、この問題はまた後で議論をしたいと思います。

それから、投票率の低下というのは、これは自治大臣も非常に気にしておられるところで、この前の参議院の選挙でも投票率史上最低、そしてこの四月に行われた一斉地方選挙での県会議員の選挙、知事選挙も史上最低なんですよ。だからそういうことからすると、先ほどから私が言いました選挙民が選挙に参加していく、こういうのが機会が短くなるわけですから、そうなつたらよいことは投票率は低下するのじやないかと思つんじゃないですよ。これは大変なことです。

その前に、最初に私、言うておきたいのですが、この前、NHKのテレビ討論会で、九十四万四千、約百万近くの人たちが立会演説会に参加していると思うのです。

○岩田政府委員 現在の公職選挙法の中に立会演説会に関する諸規定がありまして、その一番最後に任意制立会演説会に関する規定があつて、以上の規定に準ずるような立会演説会をやることがであります。かかる規定があるわけですが、今回本文が全部なくなります。かつまた、当該、準じて条例を定めることができるという根拠規定も削除されるとになりますから、現在ある任意制立会演説会開催の条例はその根拠を失い、効力を失うことになると考えています。

○安藤委員 そうなりますと、そういうふうに立会演説会の必要性を認めて地方公共団体で、たとえば県でも十の県がやっておられるのですが、そういうのも全部だめになってしまふんですよ。これは影響が非常に大きいです。

さらに、立会演説会の模様を録画して、それでテレビで放映するというようなことをやっておられるところもあるのです。知つてみえますか。そういうところも、これはもとの立会演説がなくなつてしまふのですから録画もできないですよ。となると、やはり立会演説会に行かなくとも、いろいろ聞きたいな、いろいろ見比べて、あるいは聞き比べたいなという有権者の人たちの機会もなくしてしまうんですよ。これはとんでもないことだと思うんですね。立会演説会というものは、そもそもどういうような趣旨で設けられてきておるのか、その利点というのは一体どういうところにあるのか、どういうふうにお考えなのか、お尋ねします。これは提案者からです。

○住議員 立会演説を設けられた趣旨は、選挙になつて、できるだけ候補者の意見を周知させる。それは、選挙管理委員会で人を集めさせていただいて、そういう機会をつくつていただくわけですから、これは選挙にとつていいことじやないか、こういうようなことで立会演説会制度というものはできのじやないかなと私は思つております。

先ほども御指摘がございましたように、いろいろ変遷がございまして、特に四十四年で立会演説

は三分の一ぐらいになつてしまつた。いろいろ数字の御指摘がございましたが、回数が減つても一回当たりの人数は、最近は横ばいでござりますけれども、そう変化はない。まあ七百人ぐらいとうようなことになつておるわけでございます。私ども、いろいろ選挙をやつてみまして、立会演説会をやりましても、私の前の候補者の演説が終わると、立会演説に集まつた人が退席されるとかぎわめくとかそういうようなことも実はいろいろ感じておるわけです。これは個人的な経験でございますが、どうも形骸化しておる。

それからテレビ放送でも、十五分間なら十五分間、二十分間なら二十分間全部放送してくれはいいですよ。それだけの余裕を持つてやってくれるテレビ放送、これは地域によつてもさまざまですございます。そういうようなこと、これは候補者の立場から言えば、大変ひがむこともなきにしもあらずでござりますし、そういうようなことを考えてみますと、立会演説会、しかも公示になつておる立会演説会、一方的にどこでやるから三日、四日たつてから、一方的にどこでやるというような通知も来るわけですね。そういうようなことを考えますと、この廃止にかわる代替措置としてはいろいろ考え方があるのでござりますが、現在のテレビ、マスコミの状況から見まして、テレビの政見放送をふやすとか、あるいは新たに経歴放送を加えるとか、そういうようなことでひとつ代替措置をとつて、形骸化した立会演説会というものをやめたらどうだろう、こういうことを考えたのが理由でござります。

○安藤委員 形骸化しているというようなことをおっしゃいますけれども、先ほど私が言いましたように、それぞれ地方公共団体でわざわざ条例つくつてつとやつておられる。そして放映までしておられる。それから幾つかの、この前の参議院の選挙の立会演説の模様を報道した新聞の報道を見ても、非常に熱気があふれて拍手もたくさん出て盛況だったというのがあるのですね。だからそれを一面的に、形骸化したというほんの少しの事例があるのかもしれませんよ。しかし、候補者が

全部並ぶわけですから、これは選択するのに一番いいですね。そこではじめに聞いておられる方も相当多いのですよ。それをそういうふうにしてしまわれる。

そ形骸化しているのではないか、こういう感じもするわけなんです。

野党第一 党の社会党が事実的には欠席のまま委員会が進むということを大変遺憾に思つております。委員長を初めわれわれも含めて各政党が、少なくとも議論を尽くす。そして、いろいろな有権者たちが意見交換をするべきである。

テレビで、こうおっしゃるんですが、テレビの
あれはいま衆議院ですと五分三十秒、立会演説で
すと十五分から四十分やっているところもある。
立会演説というのは、何回かやつて、きょうは二
の候補者がああいうことを言つた、次はこうだと

「うことで論争が展開されるわけですよ。新聞も報道しますよ、あの候補者はきょうはあいいうことを言つた、これに対して次の機会にはほかの候補者はこういうふうにぱっと切り返した、そういうふうなことで新聞の報道にも反映されて、有権者の人たちがいろいろ選択をされる材料を提供する非常にかうの場ですね。

そして統計などを見ますと、幾つかのメディア

候補者は、体どんな訴え方をするんだろうか?といふことに変わってくると思いますね。その変わり方は、どんな変わり方をするのかわからない点もないではないですけれども、おおむねはいろいろな形でいろいろお考えになつて、候補者の行動がやや自由になるという点は確かにがあるので、そういう新しい選挙運動のやり方が生まれてくるのじゃないだろうか、そうすればむしろ各有権者がそういういろいろな選択をする上において選挙の運動が活性化して、あるいはそうしたい方向が生まれるのではないかろうか。

選挙運動は活性化していく。これまで感じたことは、このままではこういった方向で、長年やってきたことではありますけれども、この際日本の政治風土の中で選挙秩序を守りながらやっていくという点において、こういう新しい方途を見出したことであろう。こう思う

のであります。

○安藤委員 一言、活性化と逆の方向へ行くといふことを申し上げて、時間が参りましたので次の機会に譲りたいと思います。

○中野委員長 伊藤公介君。

○伊藤(公)委員 有権者の皆さんが直接に答えるか否かの意思表示をする唯一の方法であります投票をしますのに、どういう手段で何を基準にして選ぶかが当然、選挙が一番大事になるわけであります。その選挙法を久しぶりに改正をする。そういううえで、それぞれの政党の努力にもかかわらず、員会が、

一八

りに公正に行われなければならぬし、自由に行われなければならぬ。これは、だれしもお考えになつておられることがあるうと思ふのです。しかし、現実の選挙というものとそういう理想的な考え方、これは常に試行錯誤の連続でなかろうか。なんだんいものをつくるという意欲、そして、いとと思われるものは提案をして議論をしていただくということが、基本的に大事なことでございます。

市町村議員さんは減っているわけだから、統々と
全国の各地方議会でやっているわけです。

○伊藤(公)委員　国民の政治に対する信頼を回復する目的で、国会が党派を擧げてこれはやるべきですよ。そこから国民の皆さんのが政治に対して信頼を寄せてくると、僕は正直思うのです。

方議会へという段になるのでしようけれども、これは新聞にも載りましたね、社会党や共産党的皆さんに恐縮ですけれども、いま地方の市議会の定数を削減しようと、総じて社会党、共産党的市会議員さんは反対なんですね。民意が反映できないとか言つているけれども、いまこれこそ時ある定数から事実上削減していかれるというのもあると思うのです。私どもは、こういう観点から見て、まだまだこれからこういう傾向が強くなるだろうと思うのでございますが、そういうことを見ながらこの法律の問題は考えていただきたいと思つております。

代が変わった。私の地元の話ををして恐縮ですが、東京の町田市はいま人口三十万です。アメリカのサンフランシスコは六十七万人。私はかつて住んでいた。そのサンフランシスコ、六十七万人で市財政の改革ということで、いま政府も一生命懸にがんばつておるわけです。こういう段階でわれわれ立法府としても、本当に国民の支持を受け信頼

会議員十一人ですよ。私の町は三十万、人口半分で市会議員四十人。こんなものの半分でいいですよ。いま定数四人を減らそうという案が出て、これも社会党、共産党反対ですよ。

地方議会は何を標準にしてやっているかなどと、御存じのとおり地方自治法の九十一条、九十一条です。これも変わってきていますから、私は見直すときが来ているのじゃないかと思うのですよ。たとえば人口四十万都市だったら、市会議員は定数は正の問題を考えたいと思つておる次第であります。

の定数は上限が幾らと決まっているわけでしょう。上限も国会でやれるわけだから、基本はここだという線を見直すときには来ていて思っています。しかし、二二〇より多くかかる、つまりいう案を近いうちに提出されますか。そういう用意がありますか。

○片岡議員 これは、軽率に私がひとりで言うておきな、問題です。ですから、これは党の決まりでありますから、問題です。

よ。ナナメ、ナナメにかかるのですから、かねて参考に一つだけ言いますけれども、定数を削減する基準をぜひ示すべきだと僕は思っているのであります。

時間がありませんので、基本的な考え方だけ伺いたいのですが、地方議会の定数を削減していくことになる地方自治法を国会で改正するというふうなことはどうですか。大臣、それから時間がないからと

どちらかお一人、ひとくち答えてください。見直していくということはどうですか。いまやるべきですよ。

議員も本気でやる気だ、こういうことになるわけです。
むしろ思い切ったそういう定数のは是正、それから定数の削減——私、東京の町田市ですけれども、町田市でもいまの市議会で定数削減案が出ていました。隣の多摩ニュータウンの市議会でも削減案が出ました。全国でもう一万五千人くらいの地方の

ありましようし、また……(伊藤(公)委員、民主党の案を出せばいい。各党は各党でそれに対しても意見を言うわけだから」と呼ぶ) 総員の問題ですかねら、それぞれ意見があるだろうし、同床異夢で一致した結果を得るためにには相当苦労しなければならぬと思います。しかし、行く先は避けて通るとのできない問題でありますので、そういう方向に今後本当に真剣に努力していくかなければならぬ

時間がありませんので、基本的な考え方だけ伺いたいのですが、地方議会の定数を削減していくことになる地方自治法を国会で改正するということはどうですか。大臣、それから時間がないからどちらかお一人、ひとつお答えください。見直していくということはどうですか。いまやるべきです。

階では軽率——軽率というか、実行の段階をます
かしいということですから、私がここでいまやります、やらせますということを……。(伊藤(公)委員個人的にはどうですか)と呼ぶ決意としては言えるのであります。決意として、そういう考えでいきたいと思っております。

○伊藤(公)委員 全国で国会議員、市町村議員は七万人を超えているのですね。千七百人に一人は

どこかでバッジをつけてうろうろしておるわけですよ。いまとにかく、国会議員から地方議員まで含めて、有権者の議員に対する信頼は落ちていまますよ。もう少し国民の、有権者の立場に立って物事をスピーディーにやらなければだめですね。だから、こんな法律なんか実際に有権者が見たら、通つたって通らなくたって大して変わらないですよ。これは僕は賛成です、反対ですと言つたって、私たち選挙にそんなに影響ないと思つてゐるし、皆さんもそう思つてはいるからあれなんでしょうけれども、とにかく国会が範示を示すということであせつかくこの案を出したのだから、もっと強烈なのを出してください。ぜひお願ひしておきます。

それから、具体的にこの法案についてちょっと伺います。

何かテレビでやるというか、テレビの時代だからいいですよ。皆さんの家庭に入れるわけだから、テレビで何回もやるのは私はいいと思います。しかし、やはり最後は生ですよ。テレビで「おしん」を見るよりは生で「おしん」を見た方がいいのだから、やはり手に取つて見るのにはいい。正直言つて、立会演説会は、あそこで何を言つたって、票がふえたり減つたりは余りしないと私は思う。そういう意味では形骸化しているけれども、しかし、他党の人たちが他の候補者の政見を聞くチャンスなんです。

自分の選挙区で立会をやつていて私の立会のとき、公明党や共産党の人たちだつて半分以上残つている。多分、あれは帰れと指令していると思つますよ。終わつたら、みんな音を立てて帰れと。言つているだろうけれども、帰らないのです。公明党さん、済みません。いや、それは指令しているだけの迫力と真心があるかどうかなんですか?

だから、立会演説会をなくすというなら、それにかわるもの、もつといものがあるならないでありますよ。だって、発議の先生方だって名演説するの

だから、そういう先生の話を三年か四年に一度みんなの前で聞きたいという人だっているのだから、そして応援している人たちが他の候補者の立会演説会を聞いて、ああそうか、そういう意見もあるんだな、おれたちはこっちの先生の話ばかり聞いていたけれどもああいう考えもあるんだということで、有権者にとっては勉強する絶好の機会です。そういう意味で、私は立会演説会を廃止することとは絶対反対。よりいいものがあるなら結構です。よりいいものがあるなら結構ですけれども、立会演説会をやめるのは私は反対です。

先生は立会演説会を余り好きじゃないですか、どうですか。

○片岡議員 立会演説というのは、いまおっしゃったように、候補者が全部並んで初めからおしまいますで聞いてもらうということに意味があるのですが、いまの形骸化しておる現状はそれができきないのです。ここに聴衆の数が出ておりますが、これは次から次と出入りする人をみんな総計して出でるのであって、本当に立会の意味を理解して、その中からりっぱな候補者を選ぼうと思つて終始一貫、ずっと聞いてくれている人が何人おるかというところに問題があるのであります。そういう意味からいふと、いまや、自分の支持している人が終わるとずっと出ていくつてしまつて、一番最後になると十人か二十人しかおらぬ、五、六人しかおらぬという極端なものもあるわけなんですね。だから、それにはかるりっぱな、うまい方法があるかないかというところに問題があつて、今日のようない立会演説というのを形骸化しておると私は思うわけです。

○伊藤(公)委員 このような話を権威ある国会でしょや紹介ですけれども、落語家の話なら最後まで聞くのです。政治家がそれだけの迫力を持つて、来た五百人を帰さないくらいの、そのくらいの演説をしなければだめだね。他党の人たちだって、話の内容がよかつたり新鮮なものだつたりしたら、見ようとか聞こうとして残りますよ。残すぐらいの迫力が政治家はなきやだめだ。私はそういう

う意味で申し上げておきますが、これは修正でき
るかどうか知りませんが、立会演説会だけはぜひ
残してください。私はこれが生きがいだから、立
会演説会だけはぜひ残してもらいたい、そのことを
強く言つておきます。

それから、朝の時間が八時でしょう。私の町
だつたら、八時ならみんな行つてしまい、だれも
いなくなつてしまふ。六時四十五分から七時半で
ピークは終わつてしまふ。二十万人の人たちがあ
そこを通るのだから、八時からしかやれないとい
うと私はちよつと困る。私、選挙が戦しかつたら
恨みますよ。それは冗談ですが、迷惑ということ
もあるでしょけれども、選挙はもつとおおらか
でいいのです。さつき戸別訪問の話がありましたが
けれども、あんなもの何回も何回もしつこいやつ
たら絶対投票しませんよ。絶対投票しない。心配
することはない。あんなものはみんな、戸別訪問
は全部自由化してください。

それから朝だつて、こんなものは六時からやら
したつていひんです。六時からやつた者には絶対
投票しないですよ。朝の寝ているときにガーラー
やつたら、これは投票しない。有権者のレベルは
いまは高いんですよ。やはり有権者の立場に立つ
て、寝ているときには小さな声で、急いでいると
きには急いでいるように合わせてやるわけでしょ
う。だからこんなことを、そんな子供の手を繕る
ようなことを二々やらなくたって、こんなものは
自由にしておけば大丈夫です、有権者が選ぶんだ
から。うるさ過ぎてだめだ、そうしたら絶対にそ
の人に入れないんだから。だから、もう少し選挙
を投票する人の立場に立つてやつたら、この選挙
法はもつとおおらかになると思うんですよ。これ
は八時だと言つけれども、先生の一番大事などこ
ろの運動の駆は、ピークは何時ですか。

私の意見だけ一つ申し述べておきます。もし、
そういう手直しをまたやることがあれば、私の希
望としては、せめて今までどおりやらしてもら
いたい。それで、うるさいと思ってるところは、
われわれもちゃんと自分で判断してやりりますよ。

せひ、そういうようにお考えをいただきたいと思
うのであります。
先ほど、いま申し上げた戸別訪問の禁止という
ことがありますたが、私、共産党とはちょっと考
えが違うのだけれども、いま言うように、戸別訪
問を禁止しているところ、世界でここにあります
か。僕は、アメリカの大統領選挙のさなか四年間
も向こうに住んでいた。この戸別訪問が、彼らの
唯一の最も大事な選挙運動なんですよ。シェーク
ハンド、コーヒーアワー、いかにして身近に候補
者と会うか。近くへ行って話してみて、やはりあ
の先生はだめだ、会ってみたらなかなかいいよ、
こうでしょう。やはり本物を見てみなければ、遠
くの方でテレビで見たんじや、リンクがうまいか
まずいかわからないんだから。近くへ行って、リ
ンクをさわってみたり食べてみて、初めてうまい
かまずいかわかるわけでしよう。
だから、先ほど先生から御説明がありましたけ
れども、戸別訪問、これを自由化したらうるさい
だろうとか、それから買収の何とか、こんな発想、
全然時代おくれですね。こんなことをして物を
配つたって、いまは票を入れませんよ。また、そう
してやはり有権者を疑うわけでしよう。そこが時
代おくれですよ。アメリカにだって物を配る人が
いるんですよ。そういう人は必ず落選するんですよ。
(「日本は当選する」と呼ぶ者あり)日本は
ちよつといろいろありますけれども、しかし、日
本だってやり方が余り露骨なら入れませんよ。だ
から、戸別訪問は、さつきお話を聞いたら、先生方
も個人的には賛成だそつだから、戸別訪問なんと
いうのは全部規制をなくしちゃつたらどうです
か。思い切ってこれでやつらいいんですよ。こ
ういう画期的なことをやらなければ、せっかく選
挙法を改正するんだから。
先生、戸別訪問どうですか。これでやれるか。こ
れでやることはできるわね、直していけばいいん
だから、お二人とも先生方賛成だと言うんだから。
賛成の人、結構いますよ。(「反対もいる」と呼ぶ
者あり)全然そんなの恐れることはない。選挙は、

(立会演説会開催当日の他の演説会等の制限)又は「を削り、「演説会」を「個人演説会」に改める。

第一百四十四条第五号を次のように改める。

五 削除

第一百五十二条の二第一項中「演説会場」を「個人演説会の会場」に改める。

第一百五十二条の三第一項中「第二百一条の十二第一項から第三項まで」を「第二百一条の十二第一項若しくは第二項」に改める。

第二百六十二条第三号を次のように改める。

三 削除

第二百六十四条第三項中「、第二百六十条の二(任意制公営立会演説会)の規定により行う立会演説会の開催に要する費用」を削る。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分等)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)の規定は、衆議院議員及び参議院議員の選挙(昭和五十八年六月三日前にその期日を公示され又は告示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)についてはこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後、その期日を公示され又は告示される選挙から、その他の選挙(昭和五十八年六月三日前にその期日を告示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)についてはこの法律の施行日から起算して三月を経過した日前にその期日を告示されるその他の選挙については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第五条 この法律の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)
第六条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改める。

第十条 削除

第六条第一項の表中「六〇五、〇〇九」を「五五五、一六二」に、「六〇一、三七五」を「五一八一二」に、「一、六六〇、二六〇」を「一、五八六、五五二」に、「一、六五一、三四八」を「一、五七九、〇六六」に改め、同条第二項の表中「二六五、一二四」を「二一七、四〇一」に、「二六三、五四〇」を「二一六、一〇一」に、「六三七、六二五」を「五六六、〇四一」に、「六三三、八一三」を「五六二、六五六」に改める。

第六条第一項の表中「六〇五、〇〇九」を「五五五、一六二」に、「六〇一、三七五」を「五一八一二」に、「一、六六〇、二六〇」を「一、五八六、五五二」に、「一、六五一、三四八」を「一、五七九、〇六六」に改め、同条第二項の表中「二六五、一二四」を「二一七、四〇一」に、「二六三、五四〇」を「二一六、一〇一」に、「六三七、六二五」を「五六六、〇四一」に、「六三三、八一三」を「五六二、六五六」に改める。

第十条 削除

第六条第一項中「第十一条まで」を「第九条まで及び第十一条」に改め、同項の表を次のように改める。

第六条第一項中「第十一条まで」を「第九条まで及び第十一条」に改め、同項の表を次のように改める。

第六条第一項中「第十一条まで」を「第九条まで及び第十一条」に改め、同項の表を次のように改める。

の公職選挙法(以下「昭和五十七年改正前の法」という。)の規定を適用する場合における昭和五十七年改正前の法第二十四条第六項、第八十一条第一項、第二項、第五項、第六項及び第十

項、第一百四十条の二第一項、第一百四十三条规定を適用する場合における昭和五十七年改正前の法第二十四条第六項、第八十一条第一項、第二項、第五項、第六項及び第十

第十三条第一項の表を次のように改める。

都道府県	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	三、四六、五七	二、九四、三五
選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	三、六四、九七	二四、二三、七五	
選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一、八、九〇、一七	一六、九〇、一七	
選挙人の数が二百五十万人未満のもの	都及び大都市のある道府県	一八、三四、三四	
選挙人の数が二百五十万人以上二百五十九万人未満のもの	その他の県	二七、八七、二三	
選挙人の数が三百万人未満のもの	都及び大都市のある道府県	三、七五、二九	
選挙人の数が三百万人以上三百五十九万人未満のもの	その他の県	三、二三、五六	
選挙人の数が三百五十九万人以上三百五十九万人未満のもの	都及び大都市のある道府県	三、四九、一〇〇	
選挙人の数が三百五十九万人以上三百五十九万人未満のもの	その他の県	三、一〇一、八〇	
選挙人の数が三百五十九万人以上三百五十九万人未満のもの	都及び大都市のある道府県	三、九六、四〇	
選挙人の数が三百五十九万人以上三百五十九万人未満のもの	その他の県	三、九七、九〇	
選挙人の数が三百五十九万人以上三百五十九万人未満のもの	都及び大都市のある道府県	三、九九、六〇	
選挙人の数が三百五十九万人以上三百五十九万人未満のもの	その他の県	三、九九、六〇	
選挙人の数が三百五十九万人以上三百五十九万人未満のもの	都及び大都市のある道府県	三、九九、六〇	
選挙人の数が三百五十九万人以上三百五十九万人未満のもの	その他の県	三、九九、六〇	
選挙人の数が五百万人未満のもの	都	二、〇七、一〇	
選挙人の数が五百万人未満のもの	市	一、一四五、七三	
選挙人の数が五万人未満のもの	都	四、五七八、六八	
選挙人の数が五万人未満のもの	市	二、六四、八七	
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	都	三、四九三、八七	
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	市	三、六八三、五一	
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	都	四、三三三、三七	
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	市	四、五三〇、二一	
選挙人の数が三万人未満のもの	都	五、三四六、五七	
選挙人の数が三万人未満のもの	市	五、四五、二一	
選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	都	一、九六三、三六	
選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	市	二、〇八三、一〇	
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	都	一、九七五、三六	
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	市	三、五、四八	
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	都	四、三七、〇七〇	
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	市	四、四五、八四	
選挙人の数が五千人以上五万人未満のもの	都	五、四〇、九四	
選挙人の数が五千人以上五万人未満のもの	市	五、四〇、九四	
選挙人の数が一千人以上二千人未満のもの	都	一三、一〇四	
選挙人の数が一千人以上二千人未満のもの	市	一三、一〇四	
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	都	一三、九四	
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	市	一三、九四	
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	都	一〇八、四九	
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	市	一〇八、四九	
選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	都	七九、〇三	
選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	市	七九、〇三	
選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	都	一、八〇、一四七	
選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	市	一、八〇、一四七	

第十七条第一項中「第十一條まで」を「第九条

まで、第十一條に改め、同条第二項中「一、六
六〇、二六〇」を「一、五八六、五五二」に、「九
〇九、九三〇」を「八六〇、〇八三」に、「一、
六五二、三四八」を「一、五七九、〇六六」に、
「九〇五、五六二」を「八五五、九九九」に、「六
三七、六二五」を「五六六、〇四二」に、「三八
七、七四五」を「三四〇、〇一三」に、「六三三、
八一三」を「五六一、六五六」に、「三八五、四
二七」を「三三七、九八九」に改める。

(改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準
に関する法律の適用区分等)

第九条 前条の規定による改正後の国会議員の選
挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新
基準法」という。）の規定は、衆議院議員及び參
議院議員の選挙（昭和五十八年六月三日前にそ
の期日を公示され又は告示された選挙に係る再
選挙及び補欠選挙を除く。）については施行日
以後その期日を公示され又は告示される選挙か
ら、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法
第九十五条の規定による投票については施行日
以後その期日を告示される最高裁判所裁判官國
民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による
投票から適用する。

2 昭和五十八年六月三日前にその期日を公示さ
れ又は告示された衆議院議員又は參議院議員の
選挙に係る再選挙及び補欠選挙（施行日前にそ
の期日を告示されたものを除く。）について公
職選挙法の一部を改正する法律（昭和五十七年
法律第八十一号）附則第三項の規定によ
りなお効力を有することとされる同法による改
正前の国会議員の選挙等の執行経費の基準に關
する法律（以下「昭和五十七年改正前の中準法」
といふ。）の規定を適用する場合における昭和
五十七年改正前の基準法第三条、第六条第一項
及び第二項、第十条、第十三条第一項及び第二
項並びに第十七条の規定に定める衆議院議員及
び參議院議員の選挙の執行経費の基準について
は、これらの規定及び国会議員の選挙等の執行

経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

（昭和五十八年法律第四号）附則第三項の規定
にかかるらず、当該衆議院議員又は參議院議員
の選挙の執行経費の基準について定める新基準

法第三条、第六条第一項及び第二項、第十三条
第一項及び第二項並びに第十七条の規定の例に
よるものとし、昭和五十七年改正前の基準法第
十条の規定は、適用しない。この場合において、

新基準法第六条第一項の表及び第二項の表中
「参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例
代表選出議員選挙会」であるのは「参議院地
方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選
挙分会」と、新基準法第十七条第二項中「参議院選
挙区選出議員」とあるのは「参議院地方選出議
員」と、「参議院比例代表選出議員」とあるのは
「参議院全国選出議員」とする。

3 施行日前にその期日を公示され又は告示され
た衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに施行
日前にその期日を告示された最高裁判所裁判官
国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定によ
る投票については、なお從前の例による。

理由

最近の選挙の実情にかんがみ、選挙制度の改善
を図るとともに、金のかからない選挙の実現に資
するため、選挙運動期間の短縮、立候補届出期間
の短縮、経歴放送の回数の増加及び立会演説会制
度の廃止その他所要の改正を行う必要がある。こ
れが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十八年十月十七日印刷

昭和五十八年十月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P